

特許審査の品質管理に関するマニュアル (品質マニュアル)

平成26年8月
特許庁

改訂履歴

日付	内容
平成 26 年 8 月 27 日	初版公表

はじめに

近年研究開発や企業活動のグローバル化が大きく進展し、更なるイノベーションの増進を図るため、国内外での知的財産戦略の重要性が一層増大している。我が国出願人について見ても、PCT国際出願の増加や量から質への出願の厳選が進むなど、その出願戦略は大きく転換している。また、特許を巡る国際協力や交渉の舞台も、既存の日米欧の三極体制に加え、中韓も交えた五庁、更にはASEAN各国やインド等の新興国にも広がりを見せている。このような状況の下、こうした国々での予見性ある権利取得に向けた制度・運用の国際調和の取組が進む一方、各国政府間で、自国の国際競争力強化の観点から、如何にイノベーションを喚起し得る知財システムとするかという「制度間競争」ともいいうる状況が起きていることを認識する必要がある。

これらを背景として、平成25年6月7日に閣議決定された知的財産政策に関する基本方針では、「国内外の企業や人を引き付けるような世界の最先端の知財システムを構築していくこと」が目標として掲げられ、同月14日に閣議決定された日本再興戦略においても、知的財産戦略の強化が成長戦略の大きな柱の一つとして取り上げられている。平成26年6月24日には、日本再興戦略改訂2014が閣議決定され、「引き続き世界最高の知財立国を目指す」とされている。

「世界最先端の知財システム」の構築に向けて、特許庁は、信頼性の高い的確な特許審査¹を適時に行い、その結果を国内外に早期に発信する必要がある。このためには、「世界最速・最高品質の特許審査」を持続的に提供することが必要であり、世界最高品質の特許審査については、特に、出願された技術を十分に理解し、必要十分な国内外のサーチ及び特許要件に関する的確な判断を行うことにより、後に国内外で無効となることのない強さと、発明の技術レベルや開示の程度に見合う広さを有し、国際的に信頼され、世界に通用する有用な（役に立つ）特許権の設定を推進していくことが重要である。

特許庁は、この「強く広く役に立つ特許権」を付与していくことを内外に明らかにすべく、特許審査に関する品質ポリシーを策定したところである。

この品質ポリシーは、特許審査の品質管理の基本原則となるものであり、特許審査業務を行う審査部においては、この基本原則に基づいて、特許審査の品質管理を実施し、特許審査の質の維持・向上を確実に図っていくことが必要である。

¹ 発明の審査（PCT国際出願に関する国際調査及び国際予備審査を含む。）及び実用新案技術評価書の作成を意味する。

適用範囲

このマニュアルは、特許審査に関わる審査部内の部署及びこれらに属する職員が行う特許審査業務に対して適用される。

目次

I. 品質管理システムについて.....	1
1. 品質ポリシーとの関係	1
(1) 総論	1
(2) 品質ポリシーに基づき求められる取組の方向性	2
2. 特許審査の質の維持・向上のサイクル（P D C Aサイクル）の概要.....	5
(1) 審査部全体のP D C Aサイクル	5
(2) 審査長単位におけるP D C Aサイクル.....	5
3. 品質管理実施体制の概要.....	7
II. 審査部内の取組.....	10
1. 特許審査業務の実施 [D O]（審査長単位におけるP D C Aサイクル） ...	10
(1) 審査官による特許審査業務の実施 [d o]	11
(i) 特許審査（本願理解・サーチ・判断・起案）	11
(ii) 協議.....	12
(iii) 面接等.....	12
(iv) 検索インデックス付与.....	13
(2) 審査長単位における特許審査の質のチェック [c h e c k]	14
(i) 決裁	14
(ii) 分類・形式的事項等に関する起案チェック.....	14
(iii) P C T出願及び特許査定等のサンプルチェック	15
(3) 審査長単位における特許審査の質の維持・向上に関する業務 [a c t]	15
(i) チェック結果等に基づく質の向上	15
(ii) 組織的な情報の共有	16
(iii) 研修の受講等による知識習得・能力向上.....	16
(iv) 検索インデックスの整備.....	16
(v) レビュー結果等に基づく質の向上.....	17
(4) 審査長単位における特許審査の質の維持・向上に向けた方針策定 [p l	17
a n]	17
2. 特許審査業務の評価 [C H E C K]	18
(1) データ収集・分析	18
(i) P C T出願及び特許査定等のサンプルチェック（再掲、上記1. (2)	18
(ii) 参照)	18
(iii) 参照)	18
(ii) 形式的瑕疵サンプルチェック.....	18
(iii) ユーザー評価調査に基づく質に関するユーザーニーズの把握.....	19
(iv) 内外乖離状況等の把握.....	19
(v) 審判関連データの収集.....	19
(vi) 各種品質関連の取組の結果等の収集.....	20

(2) データ分析結果の評価.....	20
(i) 特許審査業務等の問題点抽出.....	20
(ii) レビュー（取組報告、中間レビュー）.....	20
3. 特許審査関連施策の検討・修正 [ACT]	21
(1) 審査基準の作成（改訂）・公開.....	22
(2) 特許審査の質の維持・向上に向けた施策検討.....	22
4. 特許審査の方針策定 [PLAN]	22
III. 外部関係者との協力.....	23
1. ユーザーとの意見交換.....	23
2. 出願人・代理人等による明細書等の質の向上、サーチの充実等.....	23
3. 登録調査機関によるサーチ・検索インデックス付与等の質の向上.....	24
(1) 登録調査機関によるサーチ.....	24
(2) 登録調査機関による一元付与.....	24
4. 民間事業者による検索インデックス等の再解析の質の向上等.....	25
5. 特許審査に関する情報提供.....	25
IV. 国際的な取組.....	26
1. 他庁への審査結果の提供（PCT国際調査報告、PPH等）.....	26
2. 他庁との品質管理システムに関する情報共有・共同研究等（品質ポリシーや 質の向上施策の国際展開）.....	26
V. 用語の定義.....	28

参考1：特許審査に関する品質ポリシー

参考2：品質ポリシーと品質マニュアルに記載された取組の対応表

I. 品質管理システムについて

1. 品質ポリシーとの関係

(1) 総論

特許審査に関する品質ポリシー²（以下、単に「品質ポリシー」という。）は、国際的に信頼される、質の高い特許権の設定に向けた特許審査の品質管理³（以下、単に「品質管理」という。）の基本原則を示し、特許庁が世界最高品質の特許審査の実現に取り組むためのものである。

世界最高品質の特許審査を実現するため、審査部は、品質ポリシーに沿った品質管理の実施を通じて、特許審査を的確に実施し、ユーザーの幅広いニーズや期待に応える特許審査に関する施策を企画・立案して実行に移すとともに、これらの取組について継続的改善を図っていく。

品質管理とは、品質ポリシーに沿い、なおかつ、特許審査の質の維持・向上の観点から、いわゆるPDC Aサイクル⁴に沿って互いに関連付けて整理された特許審査の取組の総体であり、その着実な実施にあたっては各組織・職員の役割を明確にした実施体制を構築する必要がある。

特許審査に関する品質管理システム（以下、単に「品質管理システム」という。）は、上記品質管理及びその実施体制からなるものである。

この「特許審査の品質管理に関するマニュアル⁵（品質マニュアル）」は、品質ポリシーによって規定される基本原則に沿った品質管理の統一的な実施に資するべく、上記品質管理システムを文書化したものである。

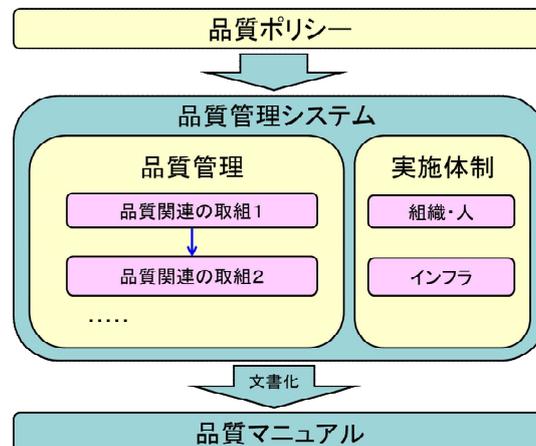


図1 品質ポリシー、品質管理システム及び品質マニュアルの関係図

² 品質ポリシーについては、巻末の参考1を参照。

³ この用語は従前から用いられてきた「品質監理」を含むものとして用いている。

⁴ 計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(act)という4段階の活動を繰り返すことと、継続的にプロセスを改善していく手法。

⁵ このマニュアルは、PCTガイドライン2.1章でいうところの「Quality Manual（品質マニュアル）」に相当するものである。

(2) 品質ポリシーに基づき求められる取組の方向性

品質ポリシーは、品質管理の基本原則であるから、品質管理を構成する審査部の各取組は、品質ポリシーで掲げられた事項と密接な関連を有すべきものである。

ここでは、品質ポリシーに基づき求められる取組の方向性を、品質ポリシーの項目に沿って説明する⁶。

① 強く・広く・役に立つ特許権を設定します

質の高い特許権は、後に無効にならない強さ（安定性）と発明の技術レベルや開示の程度に見合う権利範囲の広さを備え、世界に通用する有用な（役に立つ）ものである必要がある。このような特許権は、グローバルな事業展開を支援し、イノベーションを促進する上で不可欠であり、このような特許権の付与につながる特許審査が質の高い特許審査といえる。

(i) 強い特許権について

審査主義の下で権利の安定性を確保するためには、「瑕疵のない特許審査」、すなわち特許審査において出願が法定要件を充足するかどうかの的確な判断がなされることが大前提となる。

また、グローバルな事業展開を支援する上で、国内で設定する権利は、国内での発明の活用と権利行使のみならず、海外での権利取得にも寄与すべきであるから、国際的にも信頼されるものでなければならない。

(ii) 広い特許権について

発明の技術レベルや開示の程度に見合う権利範囲の広さを確保するためには、必要以上に特許請求の範囲の減縮を求めることがないよう、明細書に開示された従来技術水準に対する発明の技術的貢献度を適切に把握することが求められる。一方、出願時の明細書における発明の開示の程度は、出願人（及び代理人）が決定することである。

したがって、発明の技術レベルや開示の程度に見合う権利範囲の広さの確保に向けて、審査官は、従来技術水準を適切に把握し、かつ出願人と審査官との間で十分な意思疎通が図られるよう取り組むとともに、出願内容の適正化に向けた出願人の取組を促進することが必要である。

(iii) 役に立つ特許権について

世界に通用する、すなわち他庁での特許審査等の際にも尊重されるような有用な特許権を設定するためには、まずは、保護の客体となるべき発明そのものに高い市場価値があることが求められ、また出願人は、自らの事業戦略

⁶ 品質ポリシーの項目と品質マニュアルに記載された取組との対応を示した巻末の参考2も参照。

や知財戦略に基づいて、発明の市場価値を最大化できるような適切な内容の出願を適時に行うことが必要である。

また、こうした出願を出願人の戦略上の重要度を踏まえて審査するためには、審査部及び審査官が出願人の事業戦略や知財戦略を理解することが必要であり、それらを意識した特許審査の取組が求められる。

さらに、企業のグローバルな事業展開が拡大する中、海外においても的確な特許審査と権利付与がなされることが望まれる。このため、特許庁が国際的に信頼される質の高い特許権を付与することに加えて、国際的なワークショップの枠組みを最大限有効に機能させる必要がある。

② 幅広いニーズや期待に応えます

質の高い特許審査は、当然ながら、ユーザーの満足に資するものでなければならない。また、特許制度は、広く社会全体のためのものでもあるから、我が国社会の利益及び直接のユーザー以外の特許制度に関わる者の満足をも考慮する必要がある。したがって、審査部は、法令遵守等の観点を重視しつつ、広く特許制度に関わる者のニーズの把握に努めて特許審査に関する施策の企画・立案に活かしていくことが必要である。

また、審査官は、出願人・代理人等と十分な意思疎通を図りつつ、条約・法令及び特許・実用新案審査基準（以下、「審査基準」という。）等の指針に従い、公平性、透明性及び一貫性のある特許審査を行うことで、幅広いニーズや期待に応える特許審査を行うことが求められる。

③ 全ての職員が、関係者とも協力しつつ質の向上に取り組めます

特許審査の質を維持・向上するにあたっては、審査部が、組織全体として自ら業務の改善に取り組むことはもちろん、出願人・代理人や登録調査機関等の関係者と協力して、明細書等、検索インデックス付与及び検索報告書等の質の向上を図っていくことが重要である。

④ 国際的な特許審査の質の向上に貢献します

グローバルな事業展開の支援の観点からは、国内外において質の高い特許審査が行われ、質の高い特許権が設定されることが重要である。このため、PPH⁷、PCT制度改善、特許制度調和及び国際審査官協議等の、国際的な特許審査の質の向上に貢献する取組を積極的に推進することが求められる。

また、我が国特許庁の審査情報が他庁における特許審査で積極的に利用されるようになれば、我が国企業にとって海外での権利取得に関する予見性が高まり、グローバルな事業展開を支援することにつながる。このため、上記取組を

⁷ PPH: Patent Prosecution Highway

各特許庁間の取り決めに基づき、第1庁（先行庁）で特許可能と判断された発明を有する出願について、出願人の申請により、第2庁（後続庁）において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする枠組み。

積極的に推進することに加え、他庁での特許審査に有用な質の高い審査情報を適時に提供できるよう、審査官が自身の審査結果が他庁において利用されるということを十分に意識して特許審査を進めることが求められる。

⑤ 継続的に業務を改善します

特許審査の質の向上にあたっては、品質管理の実施状況や特許審査の質等を継続的にモニタリングし、現状を的確に把握した上で、必要な施策を検討することが必要である。

また、例えば技術の進展によりサーチすべき範囲が拡大するなど、特許審査を巡る状況は日々変化する。審査部は、特許審査を巡る状況の変化や特許審査の質に関する種々の情報を特許審査に関わる全ての職員に提供し、職員は、提供された情報を用いて継続的に自身の業務を改善することが求められる。

⑥ 職員の知識・能力を向上させます

特許審査の質の向上のためには、特許審査に関わる全ての職員の知識・能力の向上が必須となる。特許審査に関わる全ての職員は、日々の自主的な研さんに励み、研修の機会等があれば積極的に参加して、専門性を高めることが求められる。また、審査部も、十分な研修の機会を提供するなど、組織としてサポートすることが重要である。

2. 特許審査の質の維持・向上のサイクル（P D C Aサイクル）の概要

上記1.（1）で述べたように、品質管理を構成する各種取組は、特許審査の質の維持・向上の観点から、いわゆるP D C Aサイクルに沿ってお互いに関連付けられる必要がある。このP D C Aサイクルは、審査部全体と、審査長単位の2つのレベルからなる。これらの2つのP D C Aサイクルの関係の概念図を図2に示す。

（1）審査部全体のP D C Aサイクル

審査部全体のP D C Aサイクル（図2の上部に示されたP D C Aサイクル）は、次のように機能する。

すなわち、年度当初に審査部全体の方針が決定（P L A N : II. 4. 参照）され、それを受けて特許審査及びその関連業務（以下、「特許審査業務」という。）が遂行（D O : II. 1. 参照）される。そして、特許審査業務は各種の手法で評価（C H E C K : II. 2. 参照）され、必要に応じて特許審査業務や審査部の施策等が修正（A C T : II. 3. 参照）され、次年度の方針決定（P L A N : II. 4. 参照）に反映されることにより、特許審査の質の維持・向上が図られる。

（2）審査長単位におけるP D C Aサイクル

上記（1）のP D C Aサイクルに加え、特許審査業務の実施を行う各審査長単位においても、P D C Aサイクル（図2の右下に示されたP D C Aサイクル）による質の維持・向上が図られる⁸。

すなわち、年度当初に審査部全体及び各審査部の方針を受けて特許審査の方針が決定（p l a n : II. 1.（4）参照）され、審査官は、当該方針に沿って協議や面接等を活用しつつ特許審査業務を実施（d o : II. 1.（1）参照）する。そして、審査官による特許審査業務（処分等）は、起案内容のチェック（c h e c k : II. 1.（2）(i) (ii) 参照）及び担当技術分野における高い知識や判断力を有するチェック者によるサンプルチェック（c h e c k : II. 1.（2）(iii)参照）により質のチェックを受け、必要に応じて判断、起案等について指導が行われることで個別の処分等をより適切なものとし（a c t : II. 1.（3）(i)参照）、質が担保される。

また、各審査長単位・審査官は、各種の品質関連情報等（C H E C K : II. 2. 参照）の提供を受けて、特許審査業務の改善（a c t : II. 1.（3）(v)参照）、審査官間の知識共有、自主的な研さん、研修等による知識の習得・能力の向上、検索インデックスの整備等（a c t : II. 1.（3）(ii)~(iv)参照）を行う。

以上の取組で得られた知見は、それ以降の特許審査の取組策定（p l a n :

⁸ 審査部全体のP D C Aサイクルの各要素は「P L A N」等と大文字で表記し、審査長単位におけるP D C Aサイクルの要素は「p l a n」等と小文字で表記している。

Ⅱ. 1. (4) 参照) に反映されることにより、特許審査の質の維持・向上が図られる。なお、審査長単位における業務改善は、日々の業務において適時に行われるものであり、また、審査長単位の中の技術単位等の主体的な取組によっても、その一部が担われるものである。

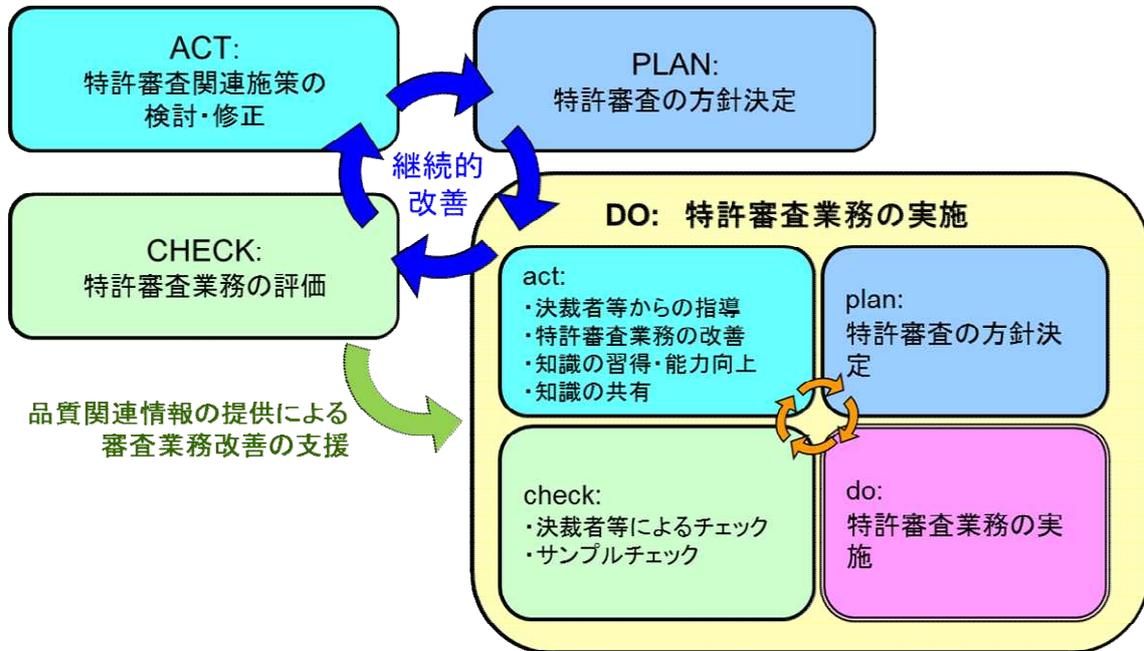


図2 特許審査の質の維持・向上のためのサイクル（PDCA サイクル）概念図

3. 品質管理実施体制の概要

本品質マニュアルで説明する品質管理システムは、特許庁長官及びその命を受けて審査に関する事務のうち技術に関する重要事項を総括整理する特許技監がその整備と実施に対して責任を負う。

特許庁長官及び特許技監の下、特許審査業務を担当する組織・職員はそれぞれが分掌する事務を行う⁹。

審査官は、各審査部部長及び各審査部に置かれた審査長のマネジメントの下、分掌された技術について特許審査を行う。各審査部・各審査長単位は、調整課が企画・立案した品質関連施策を実施するとともに、所掌する技術分野に応じた独自の取組を行うことで、特許審査の質の向上を図る。

調整課は、特許審査に関する企画及び立案を含めた、特許審査に関する事務の調整に関する事務をつかさどる。

調整課の品質監理室は、特許審査の品質管理に関する事務を行う。具体的には、例えば、協議・決裁、各種サンプルチェック、審判情報の活用等の審査部・審査長単位が実施する施策や、ユーザー評価調査といった品質関連施策の企画・立案を行う。また、特許審査の質に関する各種データ収集等、後述の品質管理を行う庁内委員会が実施する特許審査の質の分析・評価のサポートを行う。

品質管理庁内委員会は、特許審査の質の分析・評価を行うことを通じて品質管理を行い、各審査部内の有識者（審査長等）により構成される。品質管理庁内委員会は、サンプルチェック結果、審判情報、ユーザー評価調査結果等の収集された特許審査の質に関するデータを分析・評価し、各審査部・各審査長単位に対して第三者的な立場で、特許審査の質の現状や解決すべき課題を明らかにする。そして、その結果を特許技監及び調整課に報告するとともに、サンプルチェックに関するデータや分析結果（決裁の際の特許審査の質のチェックの観点等）を各審査部・各審査長単位にフィードバックする。これらに加えて、品質管理庁内委員会は、品質監理室が企画・立案する各種施策について助言を行う。

調整課に所属の品質管理官は、担当する技術分野における高い知識や判断力を有する管理職経験者又は審査官から選任され、各種サンプルチェックを行うとともに、その結果を審査長等や審査官にフィードバックする。

外部有識者で構成する委員会（産業構造審議会知的財産分科会審査品質管理小委員会）は、本品質マニュアルで説明する品質管理システムが、特許審査の質の維持・向上のために適切に機能しているかどうかを第三者の目で確認し、

⁹ 各部署等の所掌事務については、「経済産業省組織令」、「経済産業省組織規則」を参照。

品質管理の実施状況、実施体制等の客観的な評価を行う。当該委員会は、実務経験者や学識経験者など外部有識者で構成され、その評価結果は、特許審査関連施策の検討・修正（ACT）及び特許審査の方針策定（PLAN）を行う際に考慮され、品質管理システムの実効性の維持・向上に活用される。

また、当該委員会は、上記評価を行うための評価項目及び達成すべき目標を定める。特許庁は、当該目標の達成を図るとともに、当該目標に対する実績を公表する。

出願人・代理人等の制度ユーザーは、特許出願時の明細書等や拒絶理由通知に対する意見書等を通じて、特許審査の質に影響を及ぼす。これらに加えて、ユーザー評価調査への回答や様々な意見交換の機会を通じ、特許審査の質の維持・向上のための情報を提供する。

我が国特許庁は、他庁との間で審査情報の相互利用を行う。我が国特許庁は、他庁と協力しながら、相互利用が可能となった審査情報を比較・研究することにより、特許審査の質の維持・向上に役立てる。

品質管理、その実施体制及びそれらの関係を示した品質管理システムの全体像を図3に、組織図を図4に示す。

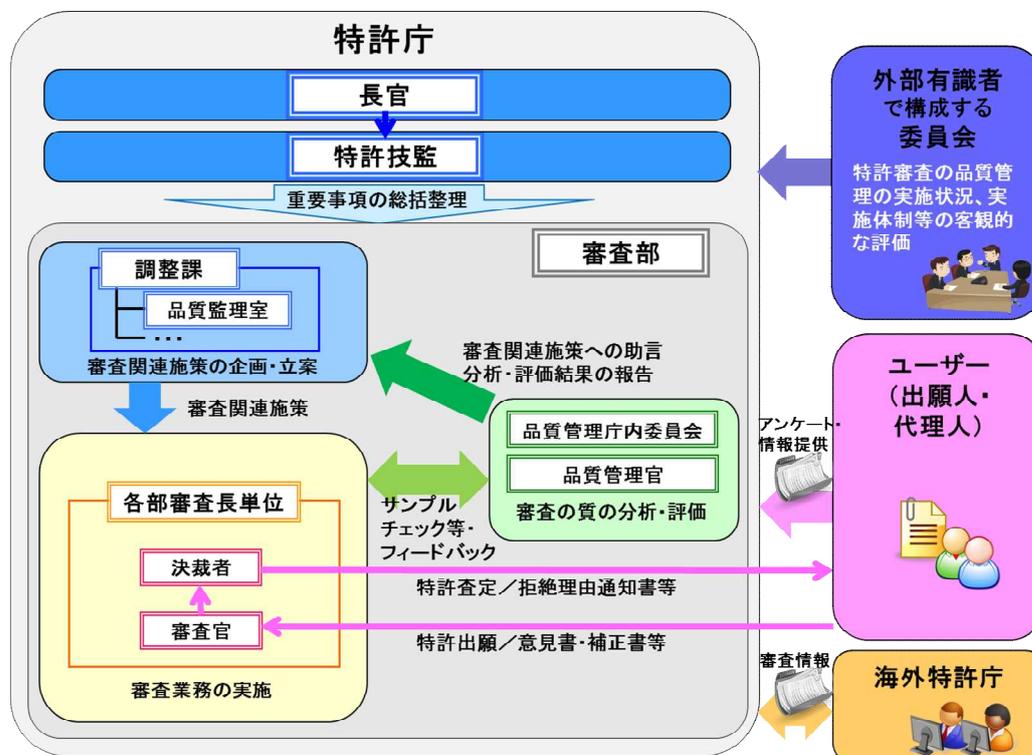


図3 品質管理システムの全体像

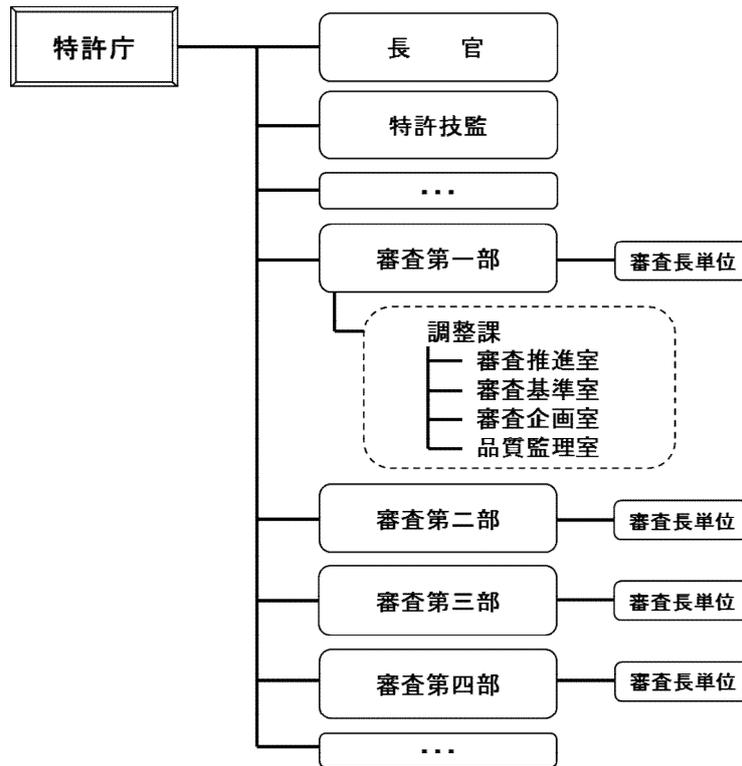


図4 品質管理に係る組織図

II. 審査部内の取組

以下では、上記 I. 2. (1) で述べた、審査部全体の P D C A サイクルに含まれる各種取組を説明する。

まず、一連の取組の中でも中核をなす特許審査業務の実施 [D O] について 1. で述べ、特許審査業務の評価 [C H E C K]、特許審査関連施策の検討・修正 [A C T]、特許審査の方針策定 [P L A N] を 2. ～ 4. で順に述べる¹⁰。

1. 特許審査業務の実施 [D O] (審査長単位における P D C A サイクル)

ここでは、主に特許審査の質を担保するための中心的な活動として、各審査長単位において行われる特許審査業務及びその質の維持・向上に資する取組を、P D C A (D C A P) サイクルに沿って説明する。

まずは、中核的な取組である審査官による特許審査業務の実施 [d o] から説明する。

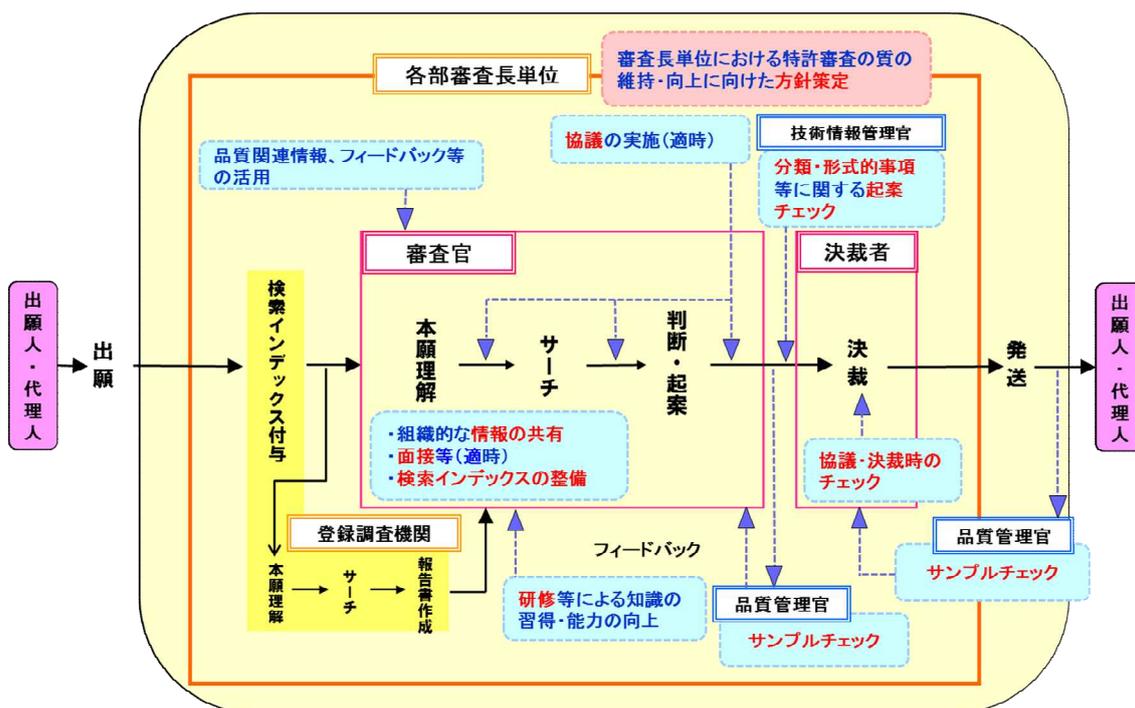


図5 審査長単位における特許審査業務の実施に係る取組

¹⁰ 特許庁は以前から P D C A サイクルを実践して業務改善に取り組んでおり、P L A N (計画) は毎年前年度のものを基礎として修正を加えて運用していること、P L A N の内容は D C A そのものであること、実務者にとって D O (実行) から始まった方が理解しやすいと考えられることから、D C A P の順で記載している。また、一般的に、P D C A サイクルという用語についても、D O を先頭にして D C A P サイクルと称されることもある。

(1) 審査官による特許審査業務の実施 [d o]

(i) 特許審査 (本願理解・サーチ・判断・起案)

・概要

審査官は、本願発明の理解、サーチ、判断及び起案からなる特許審査において、特許法等の関連法令、当該法令の適用についての基本的考え方をまとめた審査基準、及びその他の運用の取決めである各種指針に従い、業務内容に不備がないかを自らチェックしつつ、特許審査の各プロセスを遂行する。

具体的には、審査官は、

- ・ 本願発明の理解と認定
- ・ サーチの対象及び範囲の決定
- ・ サーチの実施
- ・ 新規性・進歩性等の特許要件の判断、並びに
- ・ 拒絶理由通知・特許査定等の起案

のいずれをも法令・指針等に従って統一的かつ的確に遂行する。また、事業戦略対応まとめ審査、面接審査、早期審査等を通じ、ユーザーニーズに的確に応えた特許審査を行う。

これにより、公平性、透明性及び一貫性があり、ユーザーに信頼されるような質の高い特許審査を出願ごとに着実に遂行することができ、全体として、幅広いニーズや期待に応えつつ、強く広く役に立つ特許権を設定し、他庁での特許審査に有用な審査結果を提供することが可能となる。

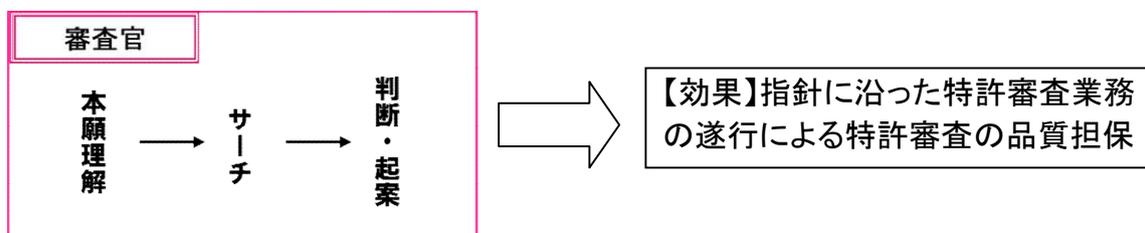
・担当

特許審査は、審査官が行う。各出願の特許審査を担当する審査官の指定及び変更は、主管審査長が主管部長の指示により行う。通常、主管審査長が予め各審査官にF I分類を割り振り、出願に付与されたF I分類に応じて担当を決める¹¹。

なお、登録調査機関によってサーチの下調査が実施されているものについては、審査官はその結果を活用する(Ⅲ. 3. (1) 参照)。

・参照先文書

審査基準、特許・実用新案審査ハンドブック、P C T国際調査及び予備審査ガイドライン



¹¹ 特許・実用新案審査ハンドブック05.01参照。

(ii) 協議

・概要

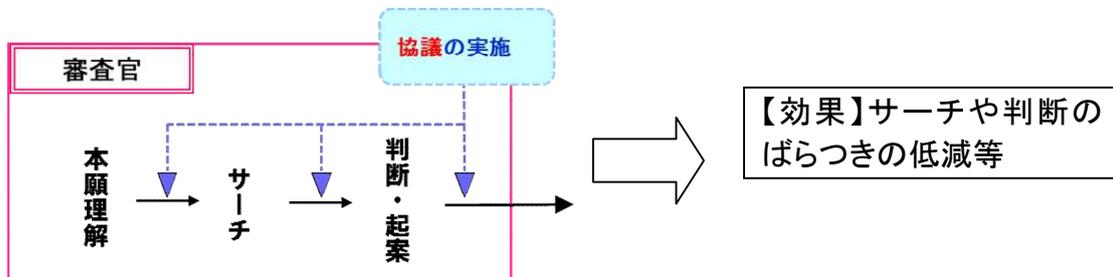
審査官は、様々な特許審査に係る事項について、必要に応じ他の審査官と協議を行う。協議は、審査官相互の知見を結集して、サーチノウハウ、知識等の共有化等を図った上で、迅速・的確な特許審査を行うことを目的として行われる。ただし、個別の出願の特許審査に関する最終判断は、あくまでも当該出願の特許審査を担当する審査官が自己の責任の下に行う。

審査官は、協議を自発的に行うほか、各審査部、各審査長単位又は各技術単位等が定めた所定の条件に当てはまる出願については必ず協議を行う。

協議の実施により、判断が困難な事項についても適切な判断がされることを確実にし、各審査官による特許審査をより客観的なものとして、審査官間のサーチや判断のばらつきを抑制することができる。その結果として、特許審査の公平性や一貫性を担保し、特許取得の予見性を高めることが可能となる。さらに、協議を通じ、本願発明の技術的特徴や技術水準等の専門的知見やサーチに用いる検索インデックス、シソーラス等といったサーチノウハウを共有することは、審査官の知識・能力の向上にもつながる。

・担当

協議は、担当審査官と協議者とで行う。協議者は、原則として、出願を担当する審査官が協議したい事項に応じて選択するが、審査部、審査長単位又は技術単位等の取組として特定の者（例えば審査長等）が指定される場合もある。



(iii) 面接等

・概要

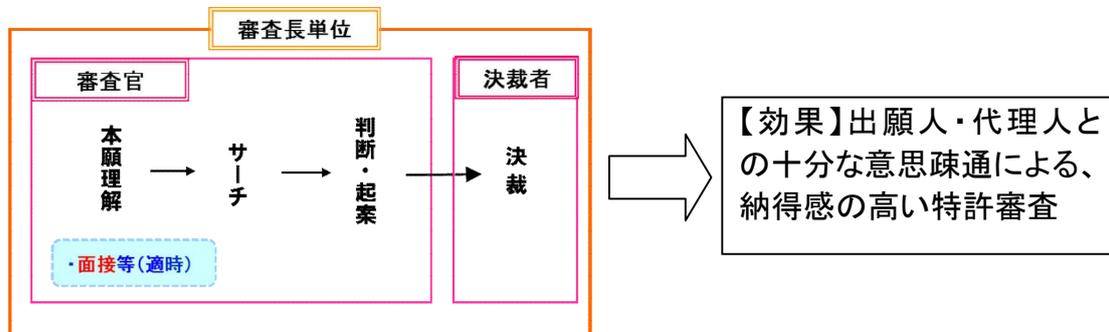
面接は、審査官又は代理人等のいずれかの要請に基づき、面接ガイドラインに沿って行われる。面接により、代理人等との間で特許審査に関わる意思疎通を図ることは、特許審査の質の維持・向上に資する。上記意思疎通を図るための電話・ファクシミリ等による連絡も同様である。

面接等において代理人等による本願発明と先行技術との対比説明や補正案等の説明を受けることにより、審査官と代理人等とがお互いの考えを正しく理解することができ、結果として、出願人にとって納得感の高い特許審査を実現することが可能となる。

・担当

代理人等との面接は、出願の特許審査を担当する審査官が行う。

- ・参照先文書
面接ガイドライン【特許審査編】



(iv) 検索インデックス付与

・概要

受理した出願（特許出願、実用新案登録出願、PCT国際出願）に対し、F Iハンドブック等に従い、適切な検索インデックスを付与（一元付与¹²）する。検索インデックスは、出願当初の明細書等に記載された事項に基づいて付与されるが、特許審査の過程を通じて、修正する必要がある場合には審査官により修正される。

出願に対し適切な検索インデックスの付与を行うことは、適切な審査長単位・審査官による特許審査につながる。また、検索インデックスの付与・修正を継続的に行うことで、常に適切な検索インデックスの情報がデータベースに格納されることになる。そして、この情報が特許庁内外において活用されることにより、的確なサーチができ、結果として、強い特許権の設定及び他庁での特許審査に有用な審査結果の提供が可能となる。

・担当

一元付与は、特許審査の効率化を目的として登録調査機関により実施されている（Ⅲ. 3. (2) 参照）が、一元付与以外は審査官が行う。

・参照先文書

F I分類表、F Iハンドブック、Fタームリスト、Fターム付与マニュアル¹³、IPC分類表、IPC定義¹⁴、IPC指針

¹² 出願直後の検索インデックス付与は、F I分類及びFタームを同時付与することになるため、特に「一元付与」という。

¹³ オンライン情報としてPMGSのFターム解説がある（※Fターム解説はFターム付与マニュアルを元に作成）。

¹⁴ IPC照会でIPCを入力した際に、「IPC定義」が含まれる技術分野については、右側に「定義」が表示される。

(2) 審査長単位における特許審査の質のチェック [c h e c k]

(i) 決裁

・概要

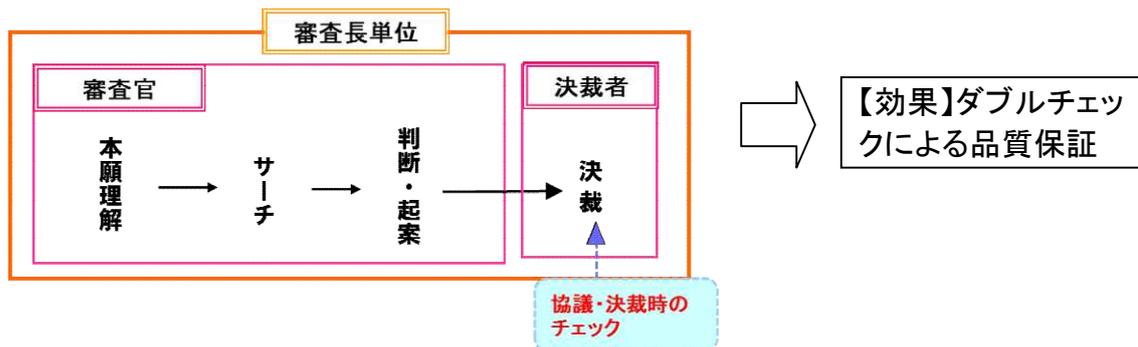
審査官による処分等は、決裁者による当該処分等に係る書面の内容の確認等を通じた特許審査の実体的・形式的チェックを受けて、当該処分等に係る書面が出願人に発送¹⁵される。

決裁者は、処分等が法令・指針等に適合しているか、及び、協議の実施状況等の品質管理に係る必要な手続を経ているかを確認し、必要に応じ、当該処分等を行った審査官に差し戻して修正を促すか、指導を行う¹⁶。

このように、審査官自身によるチェックに加えて、特許審査を決裁者がダブルチェックすることにより、当該処分等をより適切なものとし、各審査官が行う特許審査をより客観的なものとすることができ、結果として、審査官間でのばらつきを抑制することが可能となる。

・担当

決裁は、原則として担当審査長単位の審査長等が行う。



(ii) 分類・形式的事項等に関する起案チェック

・概要

決裁者による決裁に先立ち、技術情報管理官（担当技術分野の分類やPCT出願案件の処理に精通した審査官から選任されるチェック者）は、特許査定並びに国際調査及び国際予備審査において審査官が作成した起案書面について、記載された分類及び形式的事項等をチェックし、必要に応じ、起案者に差し戻して修正を促す。

技術情報管理官が、分類や形式的事項を中心に決裁者との多重チェックを行うことにより、瑕疵の発生をより一層防止することができる。

・担当

特許査定並びに国際調査及び国際予備審査時において審査官が作成した起案

¹⁵ 査定の場合は送達、前置審査において特許査定をしない場合は長官報告がなされる。

¹⁶ 審査長等でない者が決裁を行う場合において、審査官に対する指導が必要と思われる処分等を発見した場合には、決裁者からの報告に基づいて審査長等が指導を行う。

書面に記載された分類及び形式的事項等のチェックは、技術情報管理官が行う。

(iii) P C T出願及び特許査定等のサンプルチェック

・概要

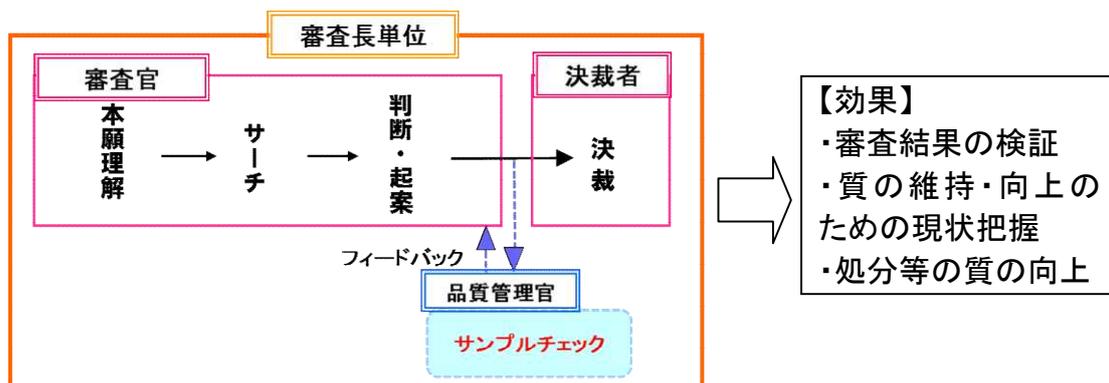
審査官によるP C T出願の国際調査及び特許査定等の処分等の一部は、決裁前にサンプル抽出され、品質管理官（担当技術分野における高い知識や判断力を有するチェック者）のチェックを受ける。品質管理官は、サンプル抽出した案件の処分等が法令・指針等に従って遂行されているかどうかのチェックを、品質管理官自身の再サーチによるサーチ内容のチェックも含めて実施し、その結果を審査官にフィードバックするとともに、不備があれば修正を促す。

このようなサンプルチェックの実施により、各審査官が行う特許審査をサーチの部分も含めてより客観的なものとすることができ、結果として、審査官間でのサーチや判断のばらつきを抑制することが可能となる。また、各審査官が実施する特許審査業務の改善を促し、これをよりの確なものとする事が可能となる。

・担当

P C T出願及び特許査定等のサンプルチェックは、当該案件の属する技術分野のサーチが可能な品質管理官が行い、当該案件を担当する審査長単位の審査長等及び必要に応じて品質管理庁内委員や他の品質管理官がチェック結果の確認を行う。

品質管理官は、チェック結果を審査官にフィードバックするとともに、品質監理室に報告し、品質管理庁内委員会・品質監理室は、問題点の類型等について分析を行う。



(3) 審査長単位における特許審査の質の維持・向上に関する業務 [a c t]

(i) チェック結果等に基づく質の向上

・概要

審査官は、上記(2)(i)～(iii)のチェック結果のフィードバックを尊重し、必要に応じてフィードバックの意図を確認するなどして、差し戻された起案書面の修正や法令・指針等の再確認等を適宜行い、的確な特許審査業務の実施に努める。

・担当

フィードバックを受けた処分等の修正は、出願を担当する審査官が行う。

(ii) 組織的な情報の共有

・概要

審査長単位・技術単位は、業務を遂行する上で得られた知見の組織的な活用に努め、審査官間でのばらつきを抑制する。組織的な活用にあたっては、特許審査に関する知見の共有のための取組が重要であり、特に、サーチの改善に関する知見については、F Iハンドブック等への反映等により、組織内で共有することが有効である。

・担当

組織的な情報の共有は、主に審査長単位・技術単位において審査官が行う。

・参照先文書

F Iハンドブック

(iii) 研修の受講等による知識習得・能力向上

・概要

審査長等は、各審査官に対して、特許審査の質の向上の観点から当該審査官に必要となる研修の受講等を指導する。審査官は、研修の受講等により知識の習得・能力の向上を図るとともに、自身の業務について自主的に研さんを行う。

このような研修の受講等により、審査官の専門性を高めることができ、結果として、特許審査をよりの確なものとするのが可能となる。

・担当

審査官は、審査長等の指導の下、必要な知識の習得・能力の向上を図るべく研修の受講等をする。自己研さんは、審査官自身が積極的に行う。

(iv) 検索インデックスの整備

・概要

F I分類表の改正・F タームリストのメンテナンス等を、技術・出願動向や国際的動向等を踏まえ、必要に応じて実施する。これに伴って、検索インデックスが既に付与されている文献について、検索インデックス再解析が行われる。また、審査官は、特許審査（特にサーチ）の過程で、データベースに格納された文献に付与された検索インデックスの情報を必要に応じて随時修正する。さらに、審査官は、F IのベースとなるIPC改正に関する国際的な議論にも携わる。

このような整備を、各審査長単位・技術単位及び各審査官が継続的に行うことにより、常に適切な検索インデックスの情報がデータベースに格納されるようになる。そして、この情報が特許庁内外において活用されることにより、的確なサーチができ、結果として、特許審査の質の維持・向上に伴う強い特許権の設定及び他庁での特許審査に有用な審査結果の提供が可能となる。

・担当

F I 分類表の改正・F タームリストのメンテナンス等は、審査長単位・技術単位等で行う。検索インデックスの修正は、各審査官が主体的に行う。検索インデックスの再解析は、審査官又は民間事業者が行う（Ⅲ. 4. 参照）。

(v) レビュー結果等に基づく質の向上

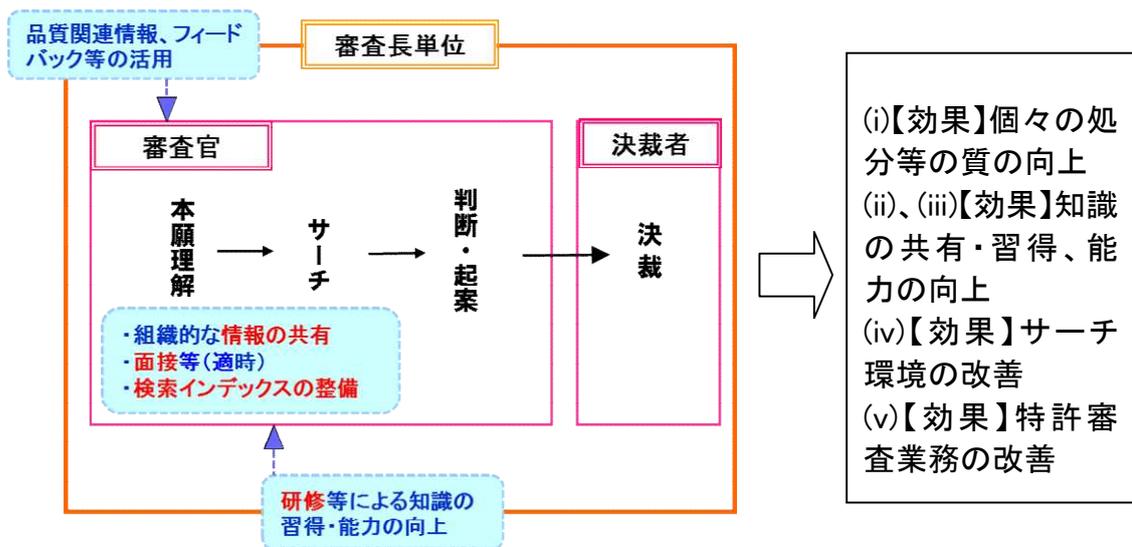
・概要

審査長単位は、レビュー結果（下記2.（2）（ii）参照）及び収集した品質関連情報等（下記2.（1）参照）を踏まえ、特許審査の質の維持・向上のための施策を検討し、特許審査業務の改善を図る。また、各種フィードバックの内容を確認し、フィードバックされた内容と同様のエラーを生じさせないように対処する。

審査長単位における特許審査業務の改善により、法令・指針等に沿った、公平性、透明性及び一貫性のある特許審査業務の遂行が可能となる。

・担当

特許審査業務の改善は、各審査部部長の下、各審査長単位・審査官が行う。



(4) 審査長単位における特許審査の質の維持・向上に向けた方針策定 [p l a n]

・概要

各審査長単位においては、審査部全体の方針に従いつつ、各審査部部長の下、それぞれが担当する技術分野の事情等に応じた独自の取組を定める。

その結果、幹部のリーダーシップの下、各審査長単位において現状の把握及び各種取組による業務の継続的な改善が行われることになり、世界最高品質の特許審査の持続的な提供が可能となる。

2. 特許審査業務の評価 [CHECK]

ここでは、特許審査の質の維持・向上のため、審査長単位の外部の審査部で審査部全体の取組として行われる特許審査業務の評価のための取組について説明する。

特許審査の質を継続的に維持・向上させていくためには、審査部全体として特許審査の質に関する現状を分析・評価（CHECK）し、事実を把握することが必須である。このため、品質監理室及び品質管理庁内委員会は、各種情報の収集・分析・評価業務を行い、現状把握や問題点の抽出に努める。

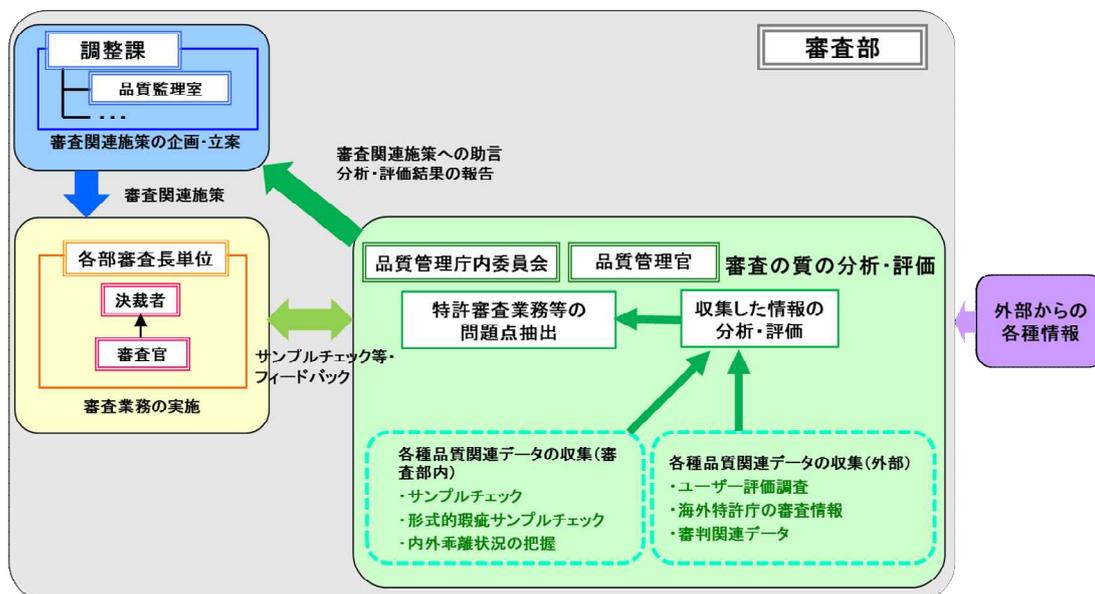


図6 特許審査業務の評価に係る取組（品質監理室・品質管理庁内委員会）

(1) データ収集・分析

(i) PCT出願及び特許査定等のサンプルチェック（再掲、上記1. (2) (iii) 参照）

・概要

品質管理官は、サンプル抽出した処分等が法令・指針等に従って遂行されているかをサーチ内容も含めて確認し、その結果を品質監理室に報告する。品質管理庁内委員会・品質監理室は、問題点の類型等について分析を行う。

(ii) 形式的瑕疵サンプルチェック

・概要

品質監理室は、決裁後の起案書面（特に拒絶理由通知書）をサンプル抽出し、当該書面に形式的瑕疵があるかを調査する。その結果を受け、品質管理庁内委員会・品質監理室は、起案時に生じやすい形式的瑕疵、起案時や決裁時に特に留意すべき事項について分析を行う。分析結果は、業務改善及び施策検討のために審査長単位等に提供される。また、個別のサンプルチェック結果は、審査

長等にフィードバックされる。

(iii) ユーザー評価調査に基づく質に関するユーザーニーズの把握

・概要

ユーザーニーズを把握するため、特許審査の質に関するユーザー評価調査を行い、特許審査全般及び個別出願の特許審査について、質に対する評価やその理由等に関する分析を行う。評価結果の分析にあたり、評価調査を通じて指摘のあった個別出願に関する情報の分析も行う。分析結果は、業務改善及び施策検討のために審査長単位等に提供されるとともに、外部に公表される。また、上記指摘のあった個別出願に関する分析結果は、当該出願を担当した審査長単位にフィードバックされる場合がある。

なお、特許庁とユーザーとの間で実施されている意見交換会においても、質に関するユーザーニーズを聴取している（Ⅲ. 1. 参照）。

・担当

ユーザー評価調査は、品質監理室が行い、結果の分析は、品質管理庁内委員会・品質監理室が審査長等と協力して行う。

・参照先文書

特許庁ホームページ「平成25年度 特許審査等の質についての ユーザーアンケート報告書」

(iv) 内外乖離状況等の把握

・概要

品質管理庁内委員会は、特許庁と他庁に共通して出願されたものであって、特許庁と他庁とで審査結果が異なった出願を対象とし、他庁との審査結果の相違（内外乖離）に関する要因の分析を行う。また、上記出願のうち、国際調査報告及び国内出願の特許審査の双方を我が国特許庁が行ったにも関わらず、サーチ・審査結果の相違（内々乖離）がある出願については、その要因の分析も行う。

さらに、品質管理庁内委員会は、内外乖離の分析の進捗状況等を踏まえ、審査段階で提示されなかった無効審判・侵害訴訟・拒絶査定不服審判における引用文献について、当該引用文献を審査段階で発見できなかった要因の分析を行う。

これらの分析結果は、業務改善及び施策検討のために審査長単位等に提供される。

(v) 審判関連データの収集

・概要

品質監理室は、審判請求情報や審決情報を含む審判関連データ及び無効審判・拒絶査定不服審判で引用された文献の統計データを収集し、審査長単位に提供する。審査長単位では、審判段階において新たに通知された拒絶理由やその引用文献、審決等の分析を行い、特許審査の現状・改善すべき点を把握する。

また、審査長単位には審判部から、個別出願に対する審理結果が通知されるので、審査長単位は、この情報を分析し特許審査の質の向上に活用する。

(vi) 各種品質関連の取組の結果等の収集

・概要

品質監理室は、上記 (i) ～ (v) の品質関連情報を収集するほか、審査長単位における質の維持・向上活動に係る現状を把握するため、審査長単位における品質関連の取組（協議等）の実施状況・結果の情報を収集する。

(2) データ分析結果の評価

(i) 特許審査業務等の問題点抽出

・概要

品質管理庁内委員会は、上記 (1) において収集した各種データの分析結果に基づき、特許審査業務等において改善すべき点を明らかにし、各種施策の企画・立案や業務改善に資するよう、調整課内関連部署（調整課企画調査班、審査推進室、審査基準室、審査企画室、品質監理室）に情報提供する。

(ii) レビュー（取組報告、中間レビュー）

・概要

調整課内関連部署及び各審査部は、特許審査に関する品質管理システムが継続して適切かつ有効であることを確認するため、特許審査の質の状況及び各種取組の実施結果の評価（上記 (1) 及び (2) (i) の結果等）を定期的にレビューする。レビュー結果は、それぞれ、各種施策の企画・立案や業務改善に資するよう、調整課内関連部署・各審査長単位で共有される。

・担当

レビューは、特許技監・各審査部部長の下、調整課内関連部署及び各審査部が行う。

3. 特許審査関連施策の検討・修正 [ACT]

上記2. で述べた取組 (CHECK) により、特許審査の質に関する現状を把握した後は、それに基づいて必要があれば各種業務を改善 (ACT) し、その後の計画に的確に反映 (PLAN) する必要がある。

最終的な次年度の取組の策定のため、各種施策の企画・立案は、調整課内関連部署において行われる (ACT)。また、年度の途中で質に関するフィードバック (中間レビュー等) が審査長単位に対してなされる場合には、各審査長単位は、必要に応じて特許審査業務の改善 (act) を行う。

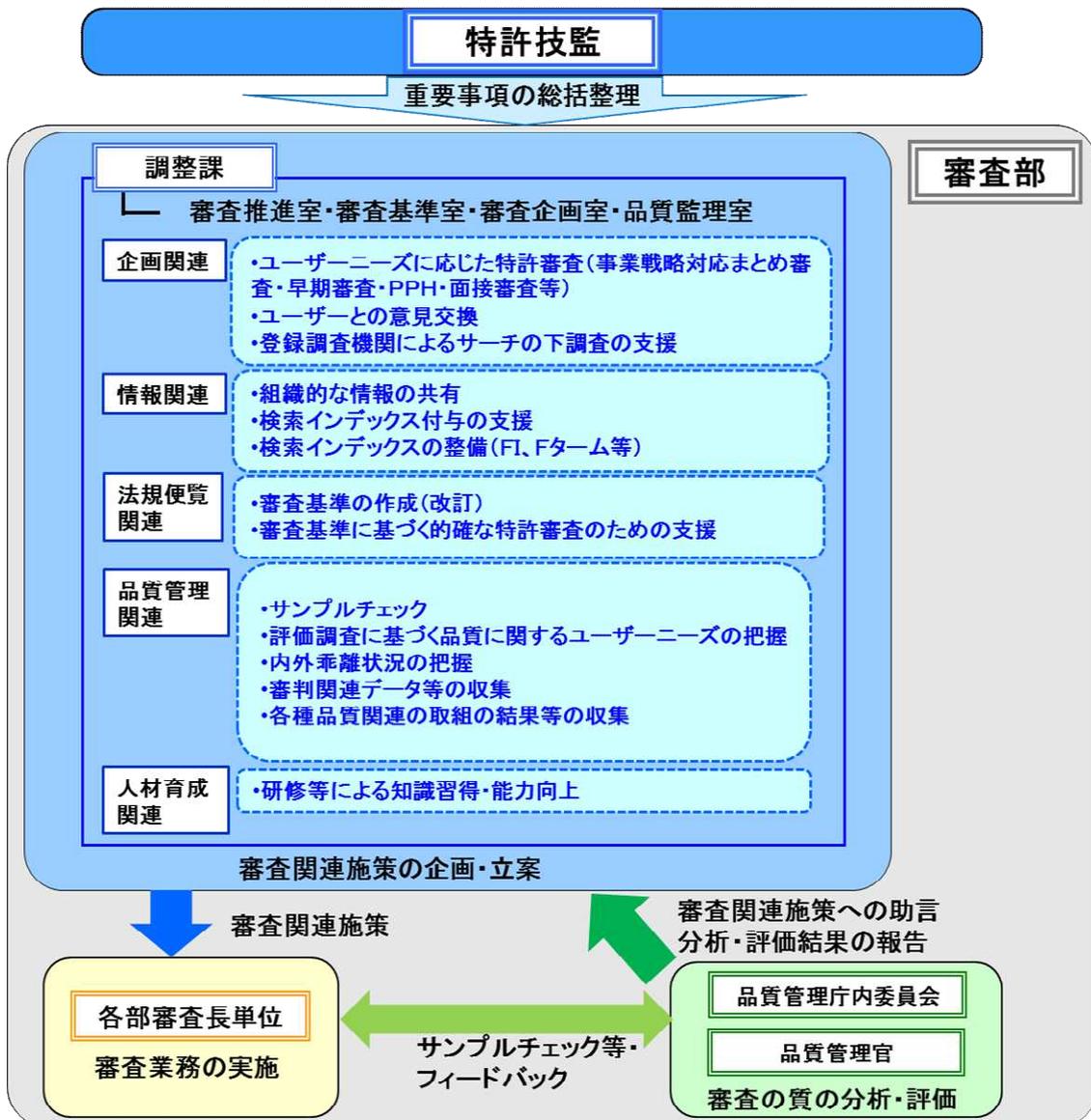


図7 特許審査関連施策の検討・修正及び特許審査の方針策定に係る取組 (調整課内関連部署、特許技監)

(1) 審査基準の作成(改訂)・公開

・概要

特許審査が一定の基準に従って公平に行われるように、制度改正、新たな判例、技術の進展、国際情勢の変化等に応じて、特許法等の関連法令の適用について基本的な考え方をまとめた審査基準を作成(改訂)する。審査基準の作成(改訂)は、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会審査基準専門委員会WGでの審議を含め、庁内外の意見を踏まえて行う。また、作成(改訂)した審査基準は、外部に公開する。

審査基準の作成(改訂)は、質の高い特許権の設定に向けた特許審査の品質管理の基本原則である品質ポリシーを尊重して進める。

・担当

審査基準の作成(改訂)に関する業務は、審査基準室が行う。

(2) 特許審査の質の維持・向上に向けた施策検討

・概要

特許庁の調整課内関連部署は、レビューにおいて得られた情報、ユーザーニーズを含む品質監理室から提供された情報、審査長等や審査官などから寄せられた意見・提案等を踏まえて、上記審査基準の作成(改訂)・公開の他、各種の施策を企画・立案する(具体的な施策例については図7参照)。

・担当

特許審査に関する各種施策の企画・立案は、調整課内の各関連部署が行う。

4. 特許審査の方針策定 [PLAN]

調整課内関連部署が検討した施策等については、特許技監が総括整理し、次の(a)～(d)の事項を含む審査部全体の特許審査に関する方針を策定する(図7参照)。

(a) 品質ポリシーの策定及び改訂に関する事項。

(b) 特許審査の質の維持・向上のための施策の策定及び改善に関する事項。

(c) 特許審査の質の維持・向上のための施策の実施のための体制の充実及び配分に関する事項。

(d) 上記(a)～(c)に関する定期的なレビュー及びレビュー結果の公表に関する事項。

その結果、幹部のリーダーシップの下、現状把握及び各種施策の企画・立案による業務の継続的な改善が行われることになり、世界最高品質の特許審査の持続的な提供につながる。

Ⅲ. 外部関係者との協力

質の高い特許権を設定するためには、質の高い特許審査が求められることはもちろんであるが、発明の特徴や文献公知発明を適切に開示する明細書等の作成等、出願人側の協力もまた重要である。つまり、出願人・代理人は、明細書等の質の向上や出願前のサーチの充実を通じて、特許審査の質の向上ひいては特許権の質の向上に貢献し得る。また、特許庁は、一部のサーチや検索インデックス付与といった業務について、外部能力を活用している。これら外部能力の向上も、特許審査の質の向上にあたり重要である。ここでは、外部関係者との協力について説明する。

1. ユーザーとの意見交換

・概要

特許庁は、各企業や業界団体等のユーザーとの直接的な意見交換を積極的に行う。当該意見交換において、特許審査の質の維持・向上のための施策やユーザー自身の特許出願や審査請求の状況、特許率、拒絶に関する状況等の情報を提供する。また、特許審査の質を含めた意見・要望等を伺い、当該意見・要望等を各種施策の企画・立案や品質向上に活用する。

また、特許庁は、意見交換等の機会を通じ、特許審査の質に問題があったと思われる個別出願についての情報提供を受け、当該情報を施策検討等に活用する。

以上により、特許審査に対する幅広いニーズや期待を把握し、ユーザー目線から見た特許審査の品質向上を図る。

・担当

ユーザーとの意見交換は、特許庁長官、特許技監、審査部部長、審査長等及び審査官等が行う。特許審査の質に問題があったと思われる個別出願に関するユーザーから提供された情報は、品質監理室が各種施策の企画・立案や品質向上に活用する。

2. 出願人・代理人等による明細書等の質の向上、サーチの充実等

・概要

明細書等の質の向上や出願前のサーチの充実は、上記のとおり、特許審査の質の向上ひいては特許権の質の向上にあたり重要である。そのため、特許庁は、出願人・代理人等に審査基準、検索インデックス及びサーチ等に関する説明会又は研修を実施するとともに、出願前のサーチに資する情報を提供する（工業所有権情報・研修館（INPIIT）を通じて実施・提供するものを含む）。また、上記意見交換等を通じて、明細書等の質の向上や出願前のサーチの充実等を出願人・代理人に要請する。

・担当

審査基準や検索インデックスに関する説明会は、審査基準室又は審査企画室が行う。また、調整課内関連部署は、工業所有権情報・研修館（I N P I T）が実施する審査基準やサーチ等に関する研修や、同館が提供するIP・eラーニングの学習教材の作成に対して、必要な情報の提供を行う。明細書等の質の向上や出願前のサーチの充実に関する出願人・代理人等への要請は、審査部部長、審査長等、審査官が行う。

3. 登録調査機関によるサーチ・検索インデックス付与等の質の向上

（1）登録調査機関によるサーチ

・概要

特許庁は、特許審査において審査官が行うサーチについて、その下調査となるサーチを登録調査機関に発注している。登録調査機関によるサーチの質の維持・向上を図るために、かかるサーチ結果を評価して、これを当該機関にフィードバックするとともに、当該機関との間で定期的に協議を行い、必要に応じて改善を促す。

また、特許庁は、評価結果を踏まえて発注先の登録調査機関を選定することにより、かかるサーチの結果物である検索報告書の質の維持・向上を図っている。

こうした取組により、登録調査機関による下調査としてのサーチの質の向上が図られ、特許審査の効率化や質の維持・向上が可能となる。

・担当

下調査の評価は、審査官及び審査長等が行い、登録調査機関との協議は、審査長等がそれぞれ行う。審査推進室等は、登録調査機関による下調査事業に関する各種施策を企画・立案するとともに、当該事業全体を管理する。

（2）登録調査機関による一元付与

・概要

特許庁は、受理した出願に対する検索インデックス付与（一元付与）を登録調査機関に発注している。一元付与においては、サーチの際に利用される要約書のチェックも実施し、不備のある場合には修正を行う。

審査官は、登録調査機関による検索インデックス付与の質の維持・向上を図るために、登録調査機関により付与された検索インデックスをサンプルチェックするとともに、必要に応じて連絡票を作成し、当該機関に改善すべき点等をフィードバックする。サンプル率は、審査長等がサンプルチェック結果の統計データや個々の事情等を総合的に勘案して設定する。また、審査長等は、登録調査機関の分類指導者と定期的に協議を行い、必要に応じて改善を促す。

こうした取組により、登録調査機関により付与される検索インデックスの質の向上が図られ、適切な検索インデックスの情報がデータベースに格納されるようになる。そして、この情報が特許庁内外において活用されることにより、

的確なサーチができ（Ⅱ．1．（1）（iv）参照）、特許審査の質の維持・向上に伴う強い特許権の設定及び他庁での特許審査に有用な審査結果の提供が可能となる。

・担当

一元付与により付与された検索インデックスのサンプルチェック及びフィードバックは、審査官及び審査長等が行い、登録調査機関との協議は、審査長等が行う。審査推進室、審査企画室等は、一元付与に関する各種施策を企画・立案するとともに、一元付与事業全体を管理する。

4. 民間事業者による検索インデックス等の再解析の質の向上等

・概要

特許庁は、検索インデックス（F I・Fターム等）の再解析の一部を民間事業者に発注している。

検索インデックスの再解析の質の維持・向上を図るために、審査官は、民間事業者により付与された検索インデックスについて、正確性やエラー等の問題点の有無の確認のためにサンプルチェック又は全件チェックを行うとともに、必要に応じて連絡票を作成し、当該民間事業者に改善すべき点等をフィードバックする。

このように再解析に関する業務を的確に行うことによって、適切な検索インデックスの情報がデータベースに格納されるようになる。そして、この情報が特許庁内外において活用されることにより、的確なサーチができ、特許審査の質の維持・向上に伴う強い特許権の設定及び他庁での特許審査に有用な審査結果の提供が可能となる。

・担当

民間事業者により付与された検索インデックスのサンプルチェック・全件チェック及びフィードバックは、審査官及び審査長等が行う。審査推進室等は、検索インデックスの再解析に関する各種施策を企画・立案するとともに、当該事業全体を管理する。

5. 特許審査に関する情報提供

・概要

特許審査に有益な情報の提供は、より迅速・的確な特許審査に役立つ。そのため、特許庁では、特許出願に係る発明が新規性・進歩性を有していないなどの情報提供を何人からも広く受け付けている。提供された情報の利用状況については、情報提供者の希望によりフィードバックを行う。

・参照先文書

特許・実用新案審査ハンドブック 11. 01
特許庁ホームページ「情報提供制度について」

IV. 国際的な取組

円滑かつグローバルな事業展開を支援するためには、特許庁のみならず、他庁においても、特許審査の質の維持・向上が図られることが重要である。そのため、国際的に信頼される質の高い特許権の設定に資するよう、自らの特許審査の質を維持・向上させて、審査結果を早期に発信するとともに、特許審査の質の維持・向上に関する国際的な取組を積極的に推進し、国際的な特許審査の質の向上に貢献する必要がある。また、特許庁の審査結果の他庁における利用を容易にする環境を整備すること、特許庁と他庁が相互に審査結果を利用することも重要である。

ここでは、特許審査の質の維持・向上に関する国際的な取組について説明する。

1. 他庁への審査結果の提供（PCT国際調査報告、PPH等）

・概要

特許庁は、国際調査・国際予備審査及びJP-FIRST¹⁷をはじめとするグローバル出願の特許審査を適時に行い、ドシエアクセスシステム等を通じて審査情報を他庁に提供する。

また、質の高い審査結果等の提供を通じ、PPH申請がなされた出願等に関する国際的なワークシェアリングの推進を図る。

こうした取組により、出願人の海外における円滑な権利取得を支援するとともに、国際的な特許審査の質の向上に貢献することが可能となる。

・担当

審査官が行った審査結果等の情報の他庁への提供に関する取組は、審査企画室等が策定する。

2. 他庁との品質管理システムに関する情報共有・共同研究等（品質ポリシーや質の向上施策の国際展開）

・概要

特許庁は、日米欧三極特許庁会合、日米欧中韓五大特許庁会合及びWIPOフォーラムといった多国間会合に積極的に参加する中で、他庁と情報を共有し、得られた情報を特許庁の品質関連施策の企画・立案に活用するとともに、他庁との品質関連の協力を通じて国際的な議論をリードし、各種品質関連情報の取得や国際的な制度改善に貢献する。また、他庁との国際審査官協議等の機会を

¹⁷ JP-FIRST : JP - Fast Information Release Strategy

パリ優先権主張の基礎となる特許出願のうち、出願日から2年以内に審査請求されたものを、他の出願に優先して審査着手し、特許庁の審査結果を世界に発信する施策。

通じ、特許庁と他庁が互いの特許審査実務をよりよく理解することで、相互に審査結果を容易に利用できるようにする。

上記会合や国際審査官協議において、特許庁は、品質ポリシーや質の向上施策・取組を他庁に紹介し、国際的なサーチ・審査品質の向上に貢献するとともに、特許庁の特許審査の質への信頼感を醸成する。

こうした取組により、特許庁と他庁が相互に審査結果を利用しつつ各国の特許審査の質のばらつき低減を図ることができ、結果として、出願人の海外における権利取得の予見性を高め、国際的な特許審査の質の向上に貢献することが可能となる。

・担当

国際会議等での品質関連の協力に関する取組の策定及び実施は品質監理室が行う。国際審査官協議に関する取組の策定は審査企画室等が行い、その実施は審査長単位又は審査官が行う。

V. 用語の定義

本品質マニュアルで用いられる用語の意味は、下記のとおりである。

特許庁	特に断りがない限り、日本国特許庁。
他庁	日本国特許庁以外の海外の特許庁。
審査部	審査第一部、審査第二部、審査第三部又は審査第四部を指す。ただし、本品質マニュアルのカバーする範囲は、特許審査に関わる部署のみを含む。
審査部部长	審査第一部長、審査第二部長、審査第三部長又は審査第四部長を指す。
審査長	特に断りがない限り、審査長及び審査監理官。
審査長等	審査長、技術担当室長及び主任上席審査官。
主管部長／主管審査長	特定の技術に関する特許審査を所掌する部長／審査長。
審査長単位	審査長が分掌する特定の技術の特許審査を行う審査官が所属する単位。審査室という場合もある。
技術単位	審査長の担当する技術のうち、更に2～3程度に細分化された各技術の特許審査を行う審査官が所属する小単位。当該小単位の一部については、技術担当室長がその事務を行う。
調整課内関連部署	調整課企画調査班、並びに、審査推進室、審査基準室、審査企画室及び品質監理室。
特許審査	特に断りがない限り、発明の審査（国際調査及び国際予備審査含む。）及び実用新案技術評価書の作成を意味する。本願理解、サーチ、判断及び起案からなる。
特許審査業務	特許審査及びその関連業務。
サーチ	先行技術調査。
処分等	特許査定、拒絶査定及び特許法第53条に規定する補正の却下の決定等の処分に加え、拒絶理由通知等の中間処理、前置審査報告、国際調査報告及び国際予備審査報告並びに実用新案技術評価書等の作成を含む。

明細書等	特許出願については、明細書、特許請求の範囲及び必要な図面を、実用新案登録出願については、明細書、実用新案登録請求の範囲及び図面を、PCT国際出願については、明細書、請求の範囲及び必要な図面を意味する。
検索インデックス	F I ・ F ターム ・ I P C ・ フリーワード等。
施策	調整課内関連部署において企画・立案された、実行すべき計画を意味する。
取組	上記施策を含めた、各審査部、審査長単位、技術単位、審査官といった各レベルが行う業務を指すが、特に、特定の観点で業務を説明する場面でこの用語を用いる（例. 質の向上のための取組）。
法令・指針等	関係する条約、法令及び各種指針。
指針	条約及び法令以外の、審査基準、各種ガイドライン等の特許審査業務を行う上で参照されるべき文書。

参考 1

特許審査に関する品質ポリシー

国際的に信頼される質の高い特許権は、円滑かつグローバルな事業展開を支援し、イノベーションを促進する上で重要です。

この品質ポリシーは、こうした質の高い特許権の設定に向けた特許審査^(注)の品質管理の基本原則を示したものです。特許庁は、この品質ポリシーに基づいて、世界最高品質の特許審査の実現に取り組めます。特許審査に関わる全ての職員は、幹部のリーダーシップ及び参画の下、強い責任感と意欲を持ち、以下の基本原則に従って審査業務を遂行します。

(注) 発明の審査（PCT国際出願に関する国際調査及び国際予備審査を含む。）及び実用新案技術評価書の作成を意味する。

強く・広く・役に立つ特許権を設定します：

特許庁は、グローバルな知的財産保護を支援すべく、後に無効にならない強さと発明の技術レベルや開示の程度に見合う権利範囲の広さを備え、世界に通用する有用な特許権を設定します。

幅広いニーズや期待に応えます：

特許庁は、我が国社会の利益及び特許制度に関わる方々の満足に資するよう、特許審査に対する幅広いニーズや期待を把握し尊重していきます。特許審査に関わる全ての職員は、出願人・代理人等との意思疎通を積極的に図りつつ、条約・法令及び審査基準等の指針に従い、公平性、透明性及び一貫性のある特許審査を行います。

全ての職員が、関係者とも協力しつつ質の向上に取り組めます：

特許庁は、特許審査に関わる全ての職員の質の向上に対する意識を高め、職員が参画する日々の特許審査の質の向上に向けた取組を推進します。また、特許制度に関わる方々と協力関係を確保し、協働して特許審査の質の維持・向上を図ります。

国際的な特許審査の質の向上に貢献します：

特許庁は、特許審査に関する国際的な取組を積極的に推進するとともに、有用な審査情報を海外の特許庁に提供することにより、国際的な特許審査の質の向上に貢献します。

継続的に業務を改善します：

特許庁は、世界最高品質の特許審査を持続的に提供するために、現状把握に努めつつ柔軟に各種施策を企画・立案し、業務を改善していきます。

職員の知識・能力を向上させます：

特許庁は、日常業務や研修を通じて人材の育成を図るとともに、特許審査に関わる全ての職員の自主的な研さんを奨励し、職員の知識・能力の向上を図ります。

特許庁は、この品質ポリシーを定期的にレビューし、その合理性と実効性を常に維持・向上していきます。

参考 2

品質ポリシーと品質マニュアルに記載された取組の対応表

品質ポリシー		品質マニュアルに記載された取組	
		記載箇所	関連する取組
前文	・グローバルな事業展開を支援 ・イノベーションを促進	はじめに I. 1. 品質ポリシーとの関係	
	・品質ポリシーは質の高い特許権の設定に向けた特許審査の品質管理の基本原則		
	・全ての職員は、幹部のリーダーシップ及び参画の下、強い責任感と意欲を持ち、審査業務を遂行		
特許権の設定	・強く(安定性)広く(技術レベルや開示に見合う権利範囲)役に立つ(世界に通用する有用な)特許権	II. 1. 特許審査業務の実施[DO]	・特許審査(本願理解・サーチ・判断・起案)(II. 1. (1)(i)) ・協議(II. 1. (1)(ii)) ・面接等(II. 1. (1)(iii)) ・検索インデックス付与(II. 1. (1)(iv)) ・決裁(II. 1. (2)(i)) ・分類・形式的事項等に関する起案チェック(II. 1. (2)(ii)) ・PCT出願及び特許査定等のサンプルチェック(II. 1. (2)(iii))
ニーズや期待	・我が国社会の利益及び特許制度に関わる方々の利益と満足に資する ・特許審査に対する幅広いニーズや期待を把握し尊重	II. 2. (1)(iii) ユーザー評価調査に基づく品質に関するユーザーニーズの把握 III. 1. ユーザー等との意見交換	・ユーザー評価調査に基づく品質に関するユーザーニーズの把握(II. 2. (1)(iii)) ・ユーザー等との意見交換(III. 1.)
	・出願人・代理人等との意思疎通	II. 1. 特許審査業務の実施[DO]	・面接等(II. 1. (1)(iii))
	・条約・法令及び審査基準等の指針に従い、公平性、透明性及び一貫性のある特許審査	II. 1. 特許審査業務の実施[DO] II. 3. 特許審査関連施策の検討・修正[ACT]	・特許審査業務の実施[DO](II. 1.) ・審査基準の作成(改訂)公開(II. 3. (1))
職員の取組、関係者との協力	・質の向上に対する意識を高め、職員が参画する日々の特許審査の質の向上に関する取組を推進	II. 1. 特許審査業務の実施[DO] II. 1. (3) 審査長単位における特許審査の質の維持・向上に関する業務[act] II. 1. (4) 審査長単位における特許審査の質の維持・向上に向けた方針策定[plan]	・審査官による特許審査業務の実施[do](II. 1. (1)) ・チェック結果等に基づく質の向上(II. 1. (3)(i)) ・組織的な情報の共有(II. 1. (3)(ii)) ・研修の受講等による知識習得・能力向上(II. 1. (3)(iii)) ・検索インデックスの整備(II. 1. (3)(iv)) ・審査長単位における特許審査の質の維持・向上に向けた方針策定[plan](II. 1. (4))
	・特許制度に関わる方々と協力関係を確保、協働	III. 外部関係者との協力	・ユーザー等との意見交換(III. 1.) ・出願人・代理人等による明細書等の質の向上、サーチの充実等(III. 2.) ・登録調査機関によるサーチ・検索インデックス付与等の質の向上(III. 3.) ・民間事業者による検索インデックス等の再解析の質の向上等(III. 4.) ・特許審査に関する情報提供(III. 5.)
国際的な品質向上	・国際的な取り組みを積極的に推進 ・有用な審査情報を海外の特許庁に提供	IV. 国際的な取組	・他庁への審査結果の提供(PCT国際調査報告、PPH等)(IV. 1.) ・他庁との品質管理システムに関する情報共有・共同研究等(品質ポリシーや質の向上施策の国際展開)(IV. 2.)
継続的な業務改善	・世界最高品質の特許審査を持続的に提供 ・現状把握に努めつつ柔軟に各種施策を企画・立案し、業務を改善	II. 2. 特許審査業務の評価[CHECK] II. 3. 特許審査関連施策の検討・修正[ACT] II. 4. 特許審査の方針策定[PLAN]	・データ収集・分析(II. 2. (1)) ・データ分析結果の評価(II. 2. (2)) ・審査基準の作成(改訂)公開(II. 3. (1)) ・特許審査の質の維持・向上に向けた施策検討(II. 3. (2)) ・特許審査の方針策定[PLAN](II. 4.)
職員の知識・能力の向上	・日常業務や研修を通じて人材の育成 ・職員の自主的な研さんを奨励	II. 1. 特許審査業務の実施[DO] II. 1. (3) 審査長単位における特許審査の質の維持・向上に関する業務[act]	・特許審査(本願理解・サーチ・判断・起案)(II. 1. (1)(i)) ・協議(II. 1. (1)(ii)) ・決裁(II. 1. (2)(i)) ・分類・形式的事項等に関する起案チェック(II. 1. (2)(ii)) ・PCT出願及び特許査定等のサンプルチェック(II. 1. (2)(iii)) ・研修の受講等による知識習得・能力向上(II. 1. (3)(iii))
品質ポリシーのレビュー	・品質ポリシーを定期的にレビューし、その合理性と実効性を常に維持・向上	II. 3. 特許審査関連施策の検討・修正[ACT]	・特許審査の質の維持・向上に向けた施策検討(II. 3. (2))

意匠審査の品質管理に関するマニュアル
(品質マニュアル)

平成26年12月
特許庁

改訂履歴

日付	内容
平成 26 年 12 月 10 日	初版公表

はじめに

平成25年6月7日に閣議決定された知的財産政策に関する基本方針では、「国内外の企業や人を引き付けるような世界の最先端の知財システムを構築していくこと」が目標として掲げられ、同月14日に閣議決定された日本再興戦略においても、知的財産戦略の強化が成長戦略の大きな柱の一つとして取り上げられている。平成26年6月24日には、日本再興戦略改訂2014が閣議決定され、「引き続き世界最高の知財立国を目指す」とされている。

そのためには、「世界最高品質の意匠審査」を持続的に提供することが必要であり、特に、出願された意匠を十分に理解し、必要十分な国内外のサーチ及び登録要件に関する的確な判断を行うことにより、後に国内外で無効となることのない強さと、意匠の創作レベルに見合う広さを有し、国際的に信頼され、世界に通用する有用な（役に立つ）意匠権の設定を推進していくことが重要である。

特許庁は、この「強く広く役に立つ意匠権」を付与していくことを内外に明らかにすべく、意匠審査に関する品質ポリシーを策定したところである。

この品質ポリシーは、意匠審査の品質管理の基本原則となるものであり、意匠課及び意匠審査部門においては、この基本原則に基づいて、意匠審査の品質管理を実施し、意匠審査の質の維持・向上を確実に図っていくことが必要である。

適用範囲

このマニュアルは、意匠審査に関わる審査第一部意匠課及び意匠審査部門、並びにこれらに属する職員が行う意匠審査業務に対して適用される。

目次

I. 品質管理システムについて.....	1
1. 品質ポリシーとの関係	1
(1) 総論	1
(2) 品質ポリシーに基づき求められる取組の方向性	2
2. 意匠審査の質の維持・向上のサイクル（P D C Aサイクル）の概要.....	5
(1) 意匠課及び意匠審査部門全体のP D C Aサイクル.....	5
(2) 審査長単位におけるP D C Aサイクル.....	5
3. 品質管理実施体制の概要.....	7
II. 意匠課及び意匠審査部門の取組	10
1. 意匠審査業務の実施 [D o]（審査長単位におけるP D C Aサイクル） ...	10
(1) 審査官による意匠審査業務の実施 [d o]	11
(i) 意匠審査（本願理解・サーチ・判断・起案）	11
(ii) 面接等.....	12
(2) 審査長単位における意匠審査の質のチェック [c h e c k]	13
(i) 決裁.....	13
(ii) 審査官と決裁者間の協議（案件協議）	14
(3) 審査長単位における意匠審査の質の維持・向上に関する業務 [a c t]	15
(i) チェック結果等に基づく質の向上.....	15
(ii) 組織的な情報の共有	15
(iii) 研修の受講等による知識習得・能力向上.....	15
(iv) レビュー結果等に基づく質の向上.....	16
(4) 審査長単位における意匠審査の質の維持・向上に向けた方針策定 [p l	16
a n]	16
2. 意匠審査業務の評価 [C h e c k]	17
(1) データ収集・分析	17
(i) 決裁後案件の品質監査	17
(ii) ユーザー評価調査・ユーザーからの情報収集	17
(iii) 審査官の自己管理のための統計データ	18
(iv) 審判関連データの収集	18
(v) 各種品質関連の取組の結果等の収集.....	18
(2) データ分析結果の評価.....	19
(i) 意匠審査業務等の問題点抽出	19
(ii) レビュー（取組報告、中間レビュー）	19
3. 意匠審査関連施策の検討・修正 [A c t]	19
(1) 意匠審査基準の作成（改訂）・公開.....	20
(2) 意匠審査の質の維持・向上に向けた施策検討	20

4. 意匠審査の方針策定 [Plan]	21
Ⅲ. 外部関係者との協力.....	22
1. ユーザーとの意見交換	22
2. 出願人・代理人等による願書及び添付図面等の質の向上、サーチの充実等	22
Ⅳ. 国際的な取組.....	24
1. 他庁への審査結果の提供.....	24
2. 他庁との品質管理システムに関する情報共有等（品質ポリシーや質の向上施 策の国際展開）	24
Ⅴ. 用語の定義	26

参考1：意匠審査に関する品質ポリシー

参考2：品質ポリシーと品質マニュアルに記載された取組

I. 品質管理システムについて

1. 品質ポリシーとの関係

(1) 総論

意匠審査に関する品質ポリシー¹（以下、単に「品質ポリシー」という。）は、国際的に信頼される、質の高い意匠権の設定に向けた意匠審査の品質管理（以下、単に「品質管理」という。）の基本原則を示し、特許庁が世界最高品質の意匠審査の実現に取り組むためのものである。

世界最高品質の意匠審査を実現するため、審査第一部意匠課及び意匠審査部門は、品質ポリシーに沿った品質管理の実施を通じて、意匠審査を的確に実施し、ユーザーの幅広いニーズや期待に応える意匠審査に関する施策を企画・立案して実行に移すとともに、これらの取組について継続的改善を図っていく。

品質管理とは、品質ポリシーに沿い、なおかつ、意匠審査の質の維持・向上の観点から、いわゆるP D C Aサイクル²に沿って互いに関連付けて整理された意匠審査の取組の総体であり、その着実な実施にあたっては各組織・職員の役割を明確にした実施体制を構築する必要がある。

意匠審査に関する品質管理システム（以下、単に「品質管理システム」という。）は、上記品質管理及びその実施体制からなるものである。

この「意匠審査の品質管理に関するマニュアル³（品質マニュアル）」は、品質ポリシーによって規定される基本原則に沿った品質管理の統一的な実施に資するべく、上記品質管理システムを文書化したものである。

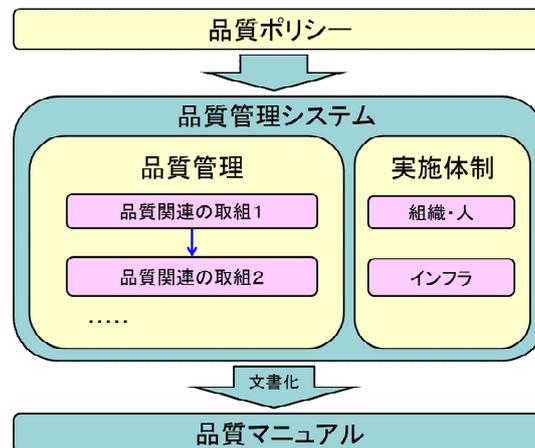


図1 品質ポリシー、品質管理システム及び品質マニュアルの関係図

¹ 品質ポリシーについては、巻末の参考1を参照。

² 計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(act)という4段階の活動を繰り返し行なうことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

³ このマニュアルは、特許分野の国際条約におけるPCTガイドライン21章でいうところの「Quality Manual（品質マニュアル）」に相当するものである。

(2) 品質ポリシーに基づき求められる取組の方向性

品質ポリシーは、品質管理の基本原則であるから、品質管理を構成する意匠課及び意匠審査部門の各取組は、品質ポリシーで掲げられた事項と密接な関連を有すべきものである。

ここでは、品質ポリシーに基づき求められる取組の方向性を、品質ポリシーの項目に沿って説明する⁴。

① 強く・広く・役に立つ意匠権を設定します

質の高い意匠権は、後に無効にならない強さ（安定性）と意匠の創作レベルに見合う権利範囲の広さを備え、世界に通用する有用な（役に立つ）ものである必要がある。このような意匠権は、グローバルな事業展開を支援し、イノベーションを促進する上で不可欠であり、このような意匠権の付与につながる審査が質の高い意匠審査といえる。

(i) 強い意匠権について

審査主義の下で権利の安定性を確保するためには、「瑕疵のない審査」、すなわち審査において出願が法定要件を充足するかどうかの的確な判断がなされることが大前提となる。また、そのためには、日本で審査した結果登録となった意匠が、他国において同一又は類似の先行意匠を発見されるようなことのないよう、的確な先行意匠調査が求められる。

(ii) 広い意匠権について

意匠の創作レベルに見合う権利範囲の広さを確保するためには、審査官は当該意匠の属する物品分野の製品開発実態を正しく理解することが必要である。その上で先行意匠群との対比観察を通じて、需要者の注意を引きやすい形態を適切に把握し、共通点・差異点の評価を行うことが求められる。

(iii) 役に立つ意匠権について

有用な意匠権を設定するためには、出願人は、自らの事業戦略や知財戦略に基づいて、適切な出願を適時に行うことが必要である。

また、こうした出願を出願人の戦略上の重要度を踏まえて審査するためには、審査官が出願人の事業戦略や知財戦略を理解することが必要であり、それらを意識した意匠審査の取組が求められる。

さらに、企業のグローバルな事業展開が拡大する中、日本で審査した結果登録となった意匠は、無審査国を含めた海外においても同じ意匠についての

⁴ 品質ポリシーの項目と品質マニュアルに記載された取組との対応を示した巻末の参考2も参照。

権利の予見性を高め、権利侵害に関する紛争解決の手段としても事業者が利用可能となることが望ましい。

審査官は、そのような国際的にも信頼される意匠権の設定に貢献することが求められる。

② 幅広いニーズや期待に応えます

質の高い意匠審査は、当然ながら、ユーザーの満足に資するものでなければならない。また、意匠制度は、広く社会全体のためのものでもあるから、我が国社会の利益及び直接のユーザー以外の意匠制度に関わる者の満足をも考慮する必要がある。したがって、意匠課及び意匠審査部門は、法令遵守等の観点重視しつつ、広く意匠制度に関わる者のニーズの把握に努めて意匠審査に関する施策の企画・立案に活かしていくことが必要である。

また、審査官は、出願人・代理人等と十分な意思疎通を図りつつ、条約・法令及び意匠審査基準等の指針に従い、公平性、透明性及び一貫性のある意匠審査を行うことで、幅広いニーズや期待に応える意匠審査を行うことが求められる。

③ 全ての職員が、関係者とも協力しつつ質の向上に取り組めます

意匠審査の質を維持・向上するにあたっては、意匠課及び意匠審査部門が、組織全体として自ら業務の改善に取り組むことはもちろん、出願人・代理人等の関係者と協力して、願書及び添付図面等の質の向上を図っていくことが重要である。

④ 国際的な意匠審査の質の向上に貢献します

グローバルな事業展開の支援の観点からは、国内外において質の高い意匠審査が行われ、質の高い意匠権が設定されることが重要である。このため、意匠分野の専門家会合、制度・分類調和の会合等の、国際的な意匠審査の質の向上に貢献する取組を積極的に推進することが求められる。

また、我が国特許庁の審査情報が他庁における意匠審査で積極的に利用されるようになれば、我が国企業にとって海外での権利取得に関する予見性が高まり、グローバルな事業展開を支援することにつながる。このため、上記取組を積極的に推進することに加え、他庁での意匠審査に有用な質の高い審査情報を適時に提供できるよう、審査官が自身の審査結果が他庁において利用されるということを十分に意識して意匠審査を進めることが求められる。

⑤ 継続的に業務を改善します

意匠審査の質の向上にあたっては、品質管理の実施状況や意匠審査の質等を継続的にモニタリングし、現状を的確に把握した上で、必要な施策を検討することが必要である。

また、例えば技術の進展によるデザインの変化から、サーチすべき範囲が拡

大するなど、意匠審査を巡る状況は日々変化する。意匠課及び意匠審査部門は、意匠審査を巡る状況の変化や意匠審査の質に関する種々の情報を意匠審査に関わる全ての職員に提供し、職員は、提供された情報を用いて継続的に自身の業務を改善することが求められる。

⑥ 職員の知識・能力を向上させます

意匠審査の質の向上のためには、意匠審査に関わる全ての職員の知識・能力の向上が必須となる。意匠審査に関わる全ての職員は、日々の自主的な研さんに励み、研修の機会等があれば積極的に参加して、専門性を高めることが求められる。また、意匠課及び意匠審査部門も、十分な研修の機会を提供するなど、組織としてサポートすることが重要である。

2. 意匠審査の質の維持・向上のサイクル（P D C Aサイクル）の概要

上記1.（1）で述べたように、品質管理を構成する各種取組は、意匠審査の質の維持・向上の観点から、いわゆるP D C Aサイクルに沿ってお互いに関連付けられる必要がある。このP D C Aサイクルは、意匠課及び意匠審査部門全体と、審査長単位の2つのレベルからなる。これらの2つのP D C Aサイクルの関係の概念図を図2に示す。

（1）意匠課及び意匠審査部門全体のP D C Aサイクル

意匠課及び意匠審査部門全体のP D C Aサイクル（図2の上部に示されたP D C Aサイクル）は、次のように機能する。

すなわち、年度当初に意匠課及び意匠審査部門全体の方針が決定（P l a n : II. 4. 参照）され、それを受けて意匠審査及びその関連業務（以下、「意匠審査業務」という。）が遂行（D o : II. 1. 参照）される。そして、意匠審査業務は各種の手法で評価（C h e c k : II. 2. 参照）され、必要に応じて意匠審査業務や意匠課及び意匠審査部門の施策等が修正（A c t : II. 3. 参照）され、次年度の方針決定（P l a n : II. 4. 参照）に反映されることにより、意匠審査の質の維持・向上が図られる。

（2）審査長単位におけるP D C Aサイクル

上記（1）のP D C Aサイクルに加え、意匠審査業務の実施を行う各審査長単位においても、P D C Aサイクル（図2の右下に示されたP D C Aサイクル）による質の維持・向上が図られる⁵。

すなわち、年度当初に意匠課及び意匠審査部門全体及び各審査室の方針を受けて意匠審査の方針が決定（p l a n : II. 1.（4）参照）され、審査官は、当該方針に沿って案件協議や面接等を活用しつつ意匠審査業務を実施（d o : II. 1.（1）参照）する。そして、審査官による意匠審査業務（処分等）は、起案内容のチェック（c h e c k : II. 1.（2）(i)参照）により質のチェックを受け、必要に応じて判断、起案等について指導が行われることで個別の処分等をより適切なものとし（a c t : II. 1.（3）(i)参照）、質が担保される。

また、各審査長単位・審査官は、各種の品質関連情報等（C h e c k : II. 2. 参照）の提供を受けて、意匠審査業務の改善（a c t : II. 1.（3）(v)参照）、審査官間の知識共有、自主的な研さん、研修等による知識の習得・能力の向上、日本意匠分類の整備等（a c t : II. 1.（1）(iii)参照）を行う。

以上の取組で得られた知見は、それ以降の意匠審査の取組策定（p l a n : II. 1.（4）参照）に反映されることにより、意匠審査の質の維持・向上が図

⁵ 審査部全体のP D C Aサイクルの各要素は「P l a n」等と表記し、審査長単位におけるP D C Aサイクルの要素は「p l a n」等と小文字で表記している。

られる。なお、審査長単位における業務改善は、日々の業務においても適時に行われるものである。

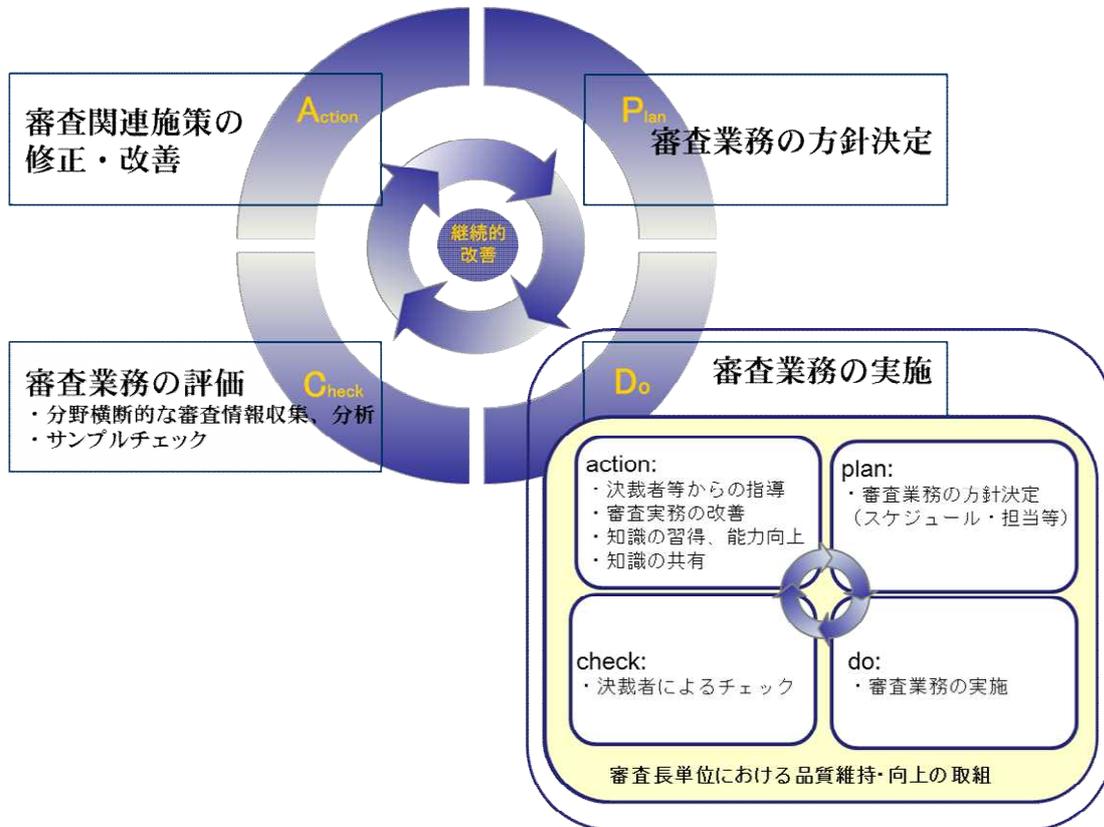


図2 意匠審査の質の維持・向上のためのサイクル (PDCA サイクル) 概念図

3. 品質管理実施体制の概要

本品質マニュアルで説明する品質管理システムは、特許庁長官、その命を受けて審査に関する事務のうち技術に関する重要事項を総括整理する特許技監及び審査第一部長がその整備と実施に対して責任を負う。

特許庁長官、特許技監及び審査第一部長の下、意匠審査業務を担当する組織・職員はそれぞれが分掌する事務を行う⁶。

審査官は、審査第一部長及び各審査長のマネジメントの下、分掌された物品の意匠について意匠審査を行う。各審査長単位は、意匠課が企画・立案した品質関連施策を実施するとともに、所掌する物品分野に応じた独自の取組を行うことで、審査の質の向上を図る。

意匠課は、意匠審査に関する企画及び立案を含めた、意匠審査に関する事務の調整に関する事務をつかさどる。

その中には品質管理に関する事務を含み、例えば、案件協議・決裁、審判情報の活用等の意匠審査部門が実施する施策や、品質監査、ユーザー評価調査といった品質関連施策の企画・立案を行う。また、意匠審査の質に関する各種データ収集等、後述の品質管理を行う庁内委員会が実施する意匠審査の質の分析・評価のサポートを行う。

意匠審査に関する品質管理庁内委員会（以下、「品質管理庁内委員会」という。）は、意匠審査の質の分析・評価を行うことを通じて品質管理を行い、各審査部内の審査長、上席総括審査官により構成される。品質管理庁内委員会は、品質監査結果、審判情報、ユーザー評価調査結果等の収集された審査の質に関するデータを分析・評価し、各審査長単位に対して第三者的な立場で、意匠審査の質の現状や解決すべき課題を明らかにする。そして、その結果を特許技監、審査第一部長及び意匠課に報告するとともに、品質監査に関するデータや分析結果（決裁の際の意匠審査の質のチェックの観点等）を各審査長単位にフィードバックする。これらに加えて、品質管理庁内委員会は、意匠課が企画・立案する各種施策について助言を行う。

品質管理官は、意匠の審査の品質の管理を行う。品質管理官は、審判官の経験を有する審査官から選任され、品質監査等の分析を行う。その結果を庁内委員会でまとめ、意匠審査部門にフィードバックする。

外部有識者で構成する委員会（産業構造審議会知的財産分科会審査品質管理

⁶ 各部署等の所掌事務については、「経済産業省組織令」、「経済産業省組織規則」を参照。

小委員会)は、本品質マニュアルで説明する品質管理システムが、特許・意匠・商標審査の質の維持・向上のために適切に機能しているかどうかを第三者の目で確認し、品質管理の実施状況、実施体制等の客観的な評価を行う。当該委員会は、実務経験者や学識経験者など外部有識者で構成され、その評価結果は、審査関連施策の検討・修正 (Act) 及び方針策定 (Plan) を行う際に考慮され、品質管理システムの実効性の維持・向上に活用される。

また、当該委員会は、上記評価を行うための評価項目及び達成すべき目標を定める。特許庁は、当該目標の達成を図るとともに、当該目標に対する実績を公表する。

出願人・代理人等の制度ユーザーは、出願時の願書及び添付図面や拒絶理由通知に対する意見書等を通じて、意匠審査の質に影響を及ぼす。これらに加えて、ユーザー評価調査への回答や様々な意見交換の機会を通じ、意匠審査の質の維持・向上のための情報を提供する。

海外特許庁との関係においては、審査情報等の提供の他、審査運用における情報交換、また、品質管理の取組に関する情報交換等により、意匠審査の質の維持・向上に役立てる。

品質管理、その実施体制及びそれらの関係を示した品質管理システムの全体像を図3に、組織図を図4に示す。

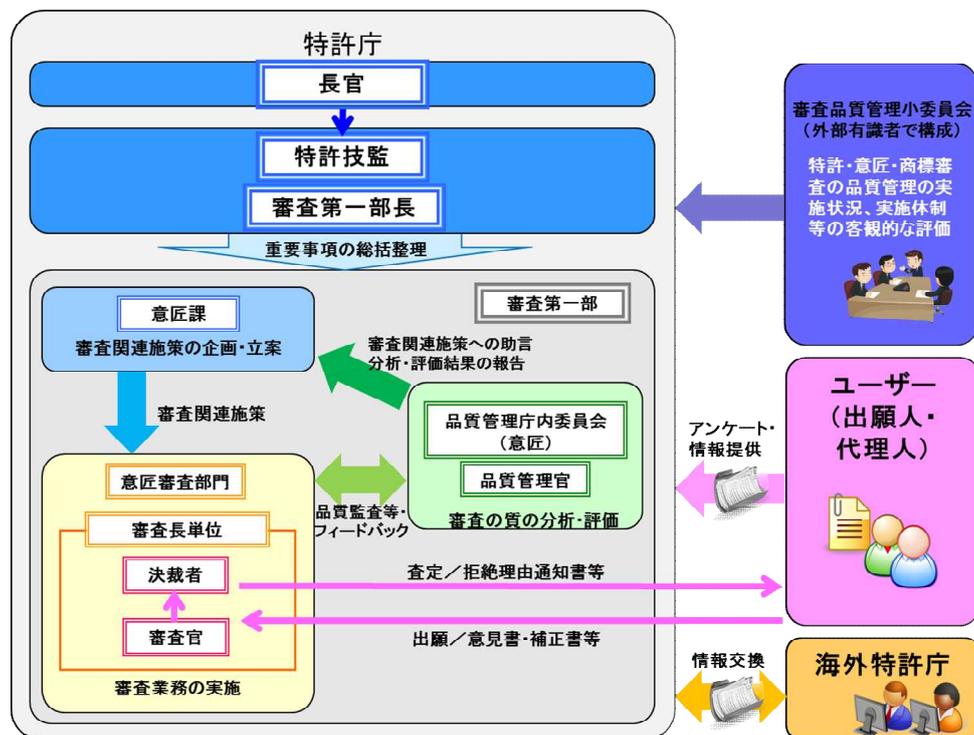


図3 品質管理システムの全体像

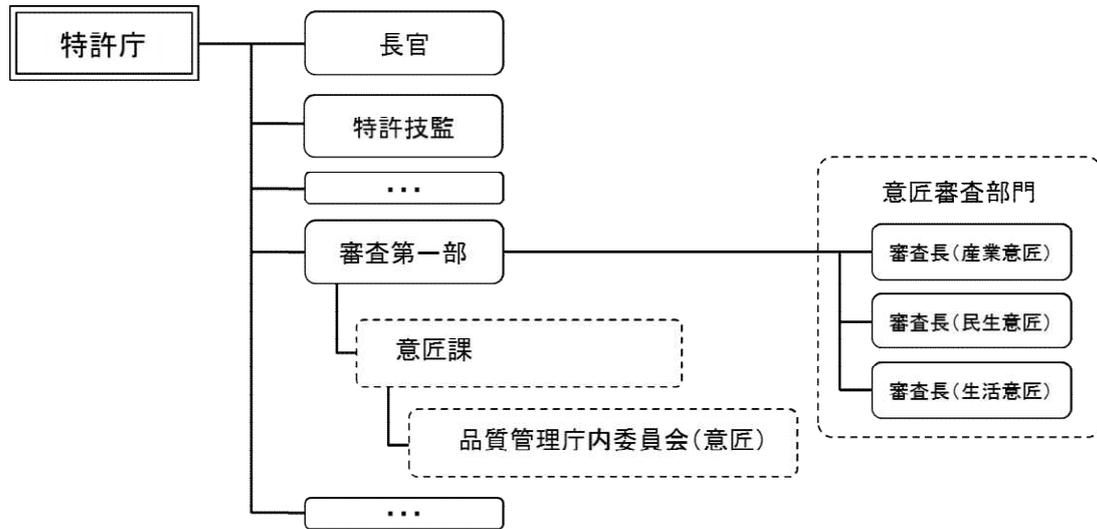


図4 品質管理に係る組織図

II. 意匠課及び意匠審査部門の取組

以下では、上記 I. 2. (1) で述べた、意匠課及び意匠審査部門全体の P D C A サイクルに含まれる各種取組を説明する。

まず、一連の取組の中でも中核をなす意匠審査業務の実施 [D o] について 1. で述べ、意匠審査業務の評価 [C h e c k]、意匠審査関連施策の検討・修正 [A c t]、意匠審査の方針策定 [P l a n] を 2. ～ 4. で順に述べる⁷。

1. 意匠審査業務の実施 [D o] (審査長単位における P D C A サイクル)

ここでは、主に意匠審査の質を担保するための中心的な活動として、各審査長単位において行われる意匠審査業務及びその質の維持・向上に資する取組を、P D C A (D C A P) サイクルに沿って説明する。

まずは、中核的な取組である審査官による意匠審査業務の実施 [d o] から説明する。

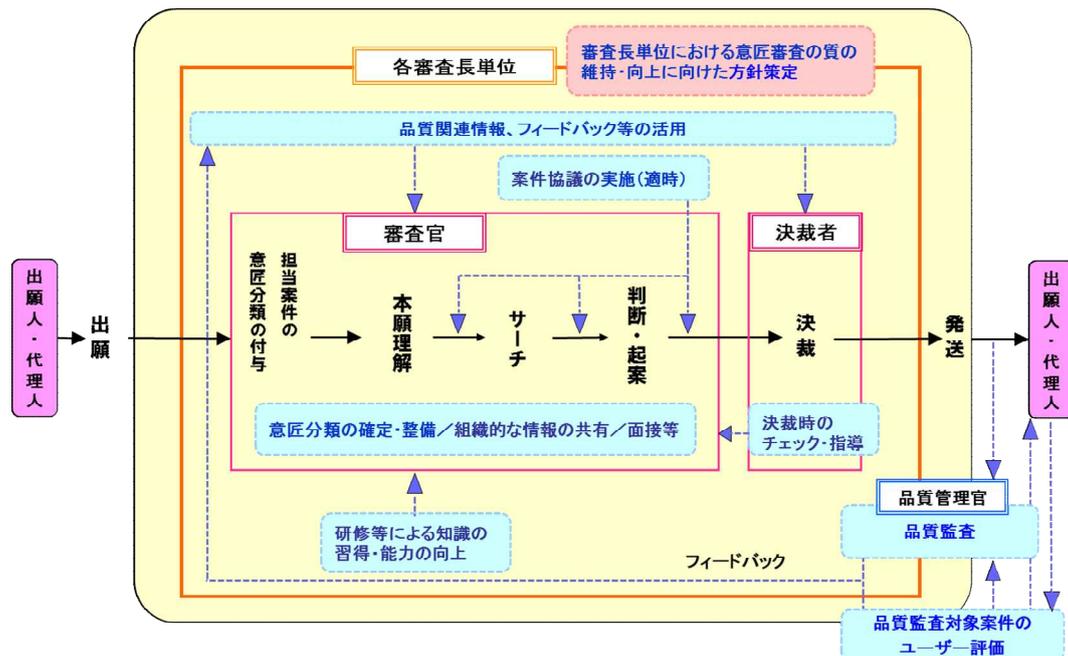


図5 審査長単位における意匠審査業務の実施に係る取組

⁷ 特許庁は以前から P D C A サイクルを実践して業務改善に取り組んでおり、P l a n (計画) は毎年前年度のものを基礎として修正を加えて運用していること、P l a n の内容は D C A そのものであること、実務者にとって D o (実行) から始まった方が理解しやすいと考えられることから、D C A P の順で記載している。また、一般的に、P D C A サイクルという用語についても、D o を先頭にして D C A P サイクルと称されることもある。

(1) 審査官による意匠審査業務の実施 [d o]

(i) 意匠審査 (本願理解・サーチ・判断・起案)

・概要

審査官は、本願意匠の理解、サーチ、判断及び起案からなる意匠審査において、意匠法等の関連法令、当該法令の適用についての基本的考え方をまとめた意匠審査基準、及びその他の運用の取決めである各種指針に従い、業務内容に不備がないかを自らチェックしつつ、意匠審査の各プロセスを遂行する。

具体的には、審査官は、

- ・ 本願意匠の理解と認定
- ・ サーチの対象及び範囲の決定
- ・ サーチの実施
- ・ 新規性・創作性等の登録要件の判断、並びに
- ・ 拒絶理由通知・登録査定等の起案

のいずれをも法令・指針等に従って統一的かつ的確に遂行する。また、事業戦略対応まとめ審査、面接審査、早期審査等を通じ、ユーザーニーズに的確に応えた意匠審査を行う。

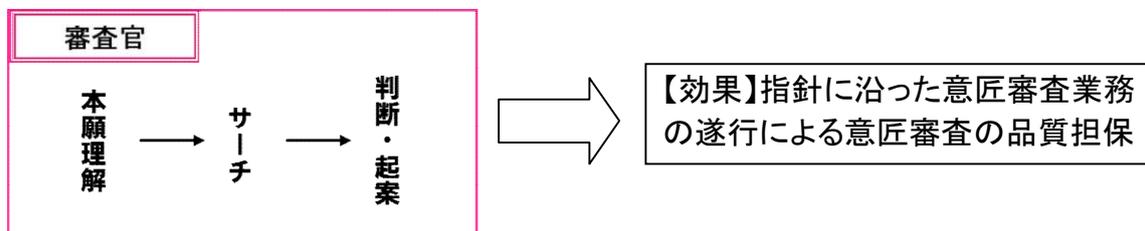
これにより、公平性、透明性及び一貫性があり、ユーザーに信頼されるような質の高い意匠審査を出願ごとに着実に遂行することができ、全体として、幅広いニーズや期待に応えつつ、強く広く役に立つ意匠権を設定することが可能となる。

・担当

意匠審査は、審査官が行う。各出願の意匠審査を担当する審査官の指定及び変更は、審査長及び上席総括審査官が行う。通常、審査長及び上席総括審査官が予め各審査官に日本意匠分類を割り振り、出願に付与された日本意匠分類に応じて担当を決める。

・参照先文書

意匠審査基準、意匠審査便覧、日本意匠分類



【参考】 バッチ審査

意匠審査は、関係の深い物品分野の出願を一定期間まとめて (数十件から百数十件) 審査するスタイル (バッチ審査) をとっている。これは、1件ずつ審査をしていては、大量の先行意匠調査を繰り返すこととなってしまうことから、

少人数で効率的に行うために行っている手法である（審査スケジュールは、特許庁 HP に掲載）。一方で、同時期に出願された意匠を1人の審査官がまとめて審査することにより、この時期のデザイントレンドを全体として把握することもでき、判断のばらつきを無くす効果も有する。



意匠審査官

出願資料数に応じて平均6分野を担当
(分野例:カメラ、携帯電話、PC、PC部品、時計、音響機器)

図6 バッチ審査のイメージ

(ii) 面接等

・概要

面接は、審査官又は代理人等のいずれかの要請に基づき、面接ガイドラインに沿って行われる。面接により、代理人等との間で意匠審査に関わる意思疎通を図ることは、意匠審査の質の維持・向上に資する。上記意思疎通を図るための電話・ファクシミリ等による連絡も同様である。

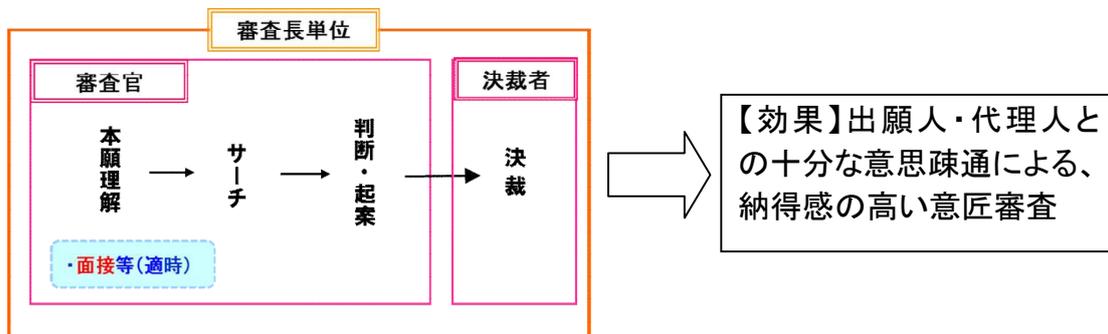
面接等において代理人等による本願意匠と先行意匠との対比説明や補正案等の説明を受けることにより、審査官と代理人等とがお互いの考えを正しく理解することができ、結果として、出願人にとって納得感の高い意匠審査を実現することが可能となる。

・担当

代理人等との面接は、出願の意匠審査を担当する審査官が行う。

・参照先文書

面接ガイドライン【意匠審査編】



(2) 審査長単位における意匠審査の質のチェック [check]

(i) 決裁

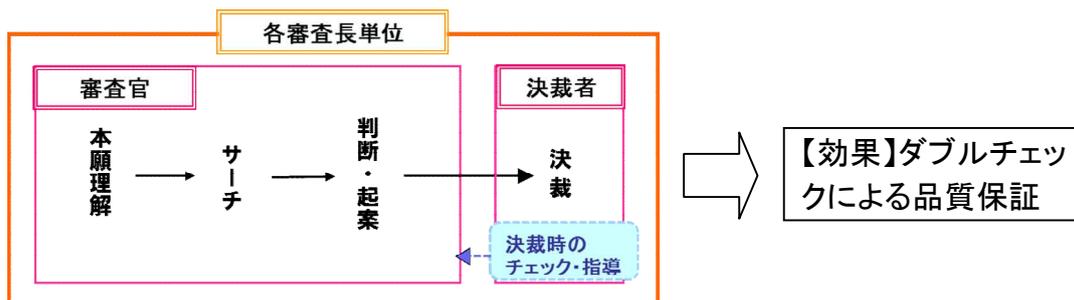
・概要

審査官が処分等の内容を出願人等に通知するための書面を作成（意匠審査における「起案」。）した場合、審査官が所属する審査室の審査長又は上席総括審査官が、当該処分等に係る書面の内容の確認等を通じた意匠審査の実体的・形式的チェック（意匠審査における「決裁」。）を全件について行っている。

決裁者は、処分等が法令・指針等に適合しているか、並びに、案件協議（後述）の実施状況等の品質管理に係る必要な手続を経ているかを確認し、必要に応じ、当該処分等を行った審査官に差し戻して修正を促すか、指導を行う。

・担当

決裁は、原則として審査官が所属する審査室の審査長又は上席総括審査官が行う。



【参考】システム対応によるケアレスミスの防止

意匠審査においては、特許審査のように、請求項毎に拒絶理由や引用文献を考えるといったことはなく、判断対象は、当該出願意匠1つであり、拒絶理由通知の構成はシンプルなものとなっている。その上で、システム化により、自動的に入力可能な情報については自動入力され、日付の前後等、機械的なチェックと合わせ、審査官が判断根拠を記入するだけで起案が完成するシステムを構築している。

拒絶の理由を発見した場合は、対象となる引用文献を庁内DBから意匠検索システム上で機械的に選択することによって、引用文献として適切かどうかの日付チェック、出願資料の場合は同一出願人かどうかのチェック、さらには、引用文献と照らし、対応する条文のチェックが入り、審査官が選択できる拒絶理由の条文が限定される。可能となる条文の組み合わせ、現行意匠法適用か旧法適用かについても機械的チェックが入る。これらのチェック機能により、日付の前後による間違いは発生せず、条文の選択ミスもなくすることが可能となっている。

また、庁内DBに蓄積された文献を引用する場合は、文献番号等、書誌データが自動入力されるため手入力は追加情報がある場合を除き発生しない。これらにより、審査官の起案において、起案書選択、条文選択、引用文献の添付ミスという形式的な間違いは基本的に発生しないシステムとなっている。

(ii) 審査官と決裁者間の協議（案件協議）

・概要

案件の処理方針等について、日常業務の中で随時相談等は行われているが、そういった議論の中にも、審査部門全体にフィードバックすることで審査の品質の向上につながる情報があると考え、ばらつきの原因や、手続きにおいて問題が発生しやすいなど、一定の条件の案件に係る決裁者との相談を、「案件協議」として顕在化し、品質管理庁内委員会へ情報の集約を図り、必要に応じて意匠審査部門への情報共有等フィードバックを行う。

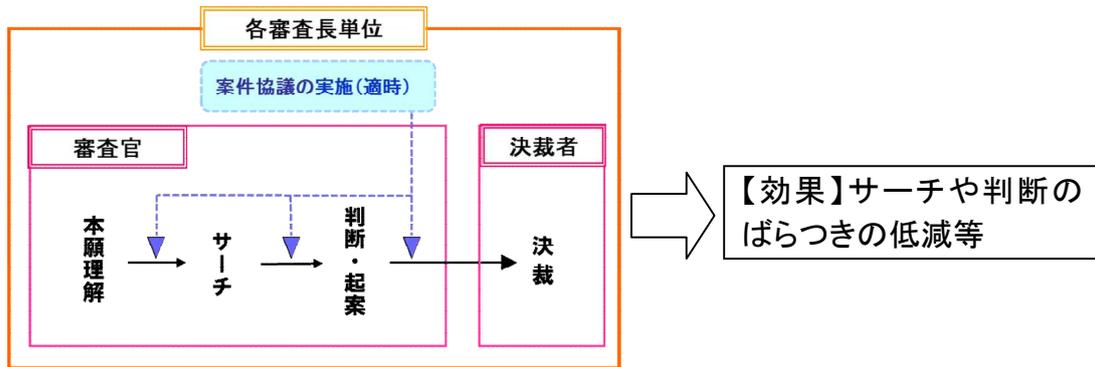
平成26年7月から運用を開始し、(ア)ばらつき防止の観点から、前担当者の方針と異なる方向で処理を検討している案件、(イ)手続き上の問題の低減の観点から、同じ条文に基づく拒絶理由を2回以上通知する案件、(ウ)模倣品対策のための早期審査対象案件、については必須協議案件として全件決裁者との協議を実施する。

また、決裁者と協議した結果、(a)結論が変更された場合、(b)再サーチの必要が発生した場合、(c)情報共有することが有用であると決裁者が判断した場合、協議結果のメモを作成し、品質管理庁内委員会へ情報を集約する。庁内委員会において意匠審査部門への情報共有の必要性・方法等を検討し、必要に応じてフィードバックを実施することとしている。

なお、審査方針における判断の難しい案件の相談は、決裁者が必要と判断した場合、情報共有のためのメモを作成し、案件協議として取り扱う。

・担当

案件協議は、審査官が決裁者との間で行う。



(3) 審査長単位における意匠審査の質の維持・向上に関する業務 [a c t]

(i) チェック結果等に基づく質の向上

・概要

審査官は、上記(2)(i)～(ii)のチェック結果のフィードバックを尊重し、必要に応じてフィードバックの意図を確認するなどして、差し戻された起案書面の修正や法令・指針等の再確認等を適宜行い、的確な意匠審査業務の実施に努める。

・担当

フィードバックを受けた処分等の修正は、出願を担当する審査官が行う。

(ii) 組織的な情報の共有

・概要

審査長単位は、業務を遂行する上で得られた知見の組織的な活用に努め、審査官間でのばらつきを抑制する。組織的な活用にあたっては、意匠審査に関する知見の共有のための取組が重要であり、日本意匠分類定義カード、バッチ単位のサーチ情報等、情報の共有を図り、各担当審査官は必要に応じて更新・修正を行う。

・担当

組織的な情報の共有は、主に審査長単位において審査官が行う。

(iii) 研修の受講等による知識習得・能力向上

・概要

審査長等は、各審査官に対して、意匠審査の質の向上の観点から当該審査官に必要な研修の受講等を指導する。審査官は、研修の受講等により知識の習得・能力の向上を図るとともに、自身の業務について自主的に研さんを行う。

このような研修の受講等により、審査官の専門性を高めることができ、結果として、審査をよりの確なものとするのが可能となる。

・担当

審査官は、審査長等の指導の下、必要な知識の習得・能力の向上を図るべく研修の受講等をする。自己研さんは、審査官自身が積極的に行う。

(iv) レビュー結果等に基づく質の向上

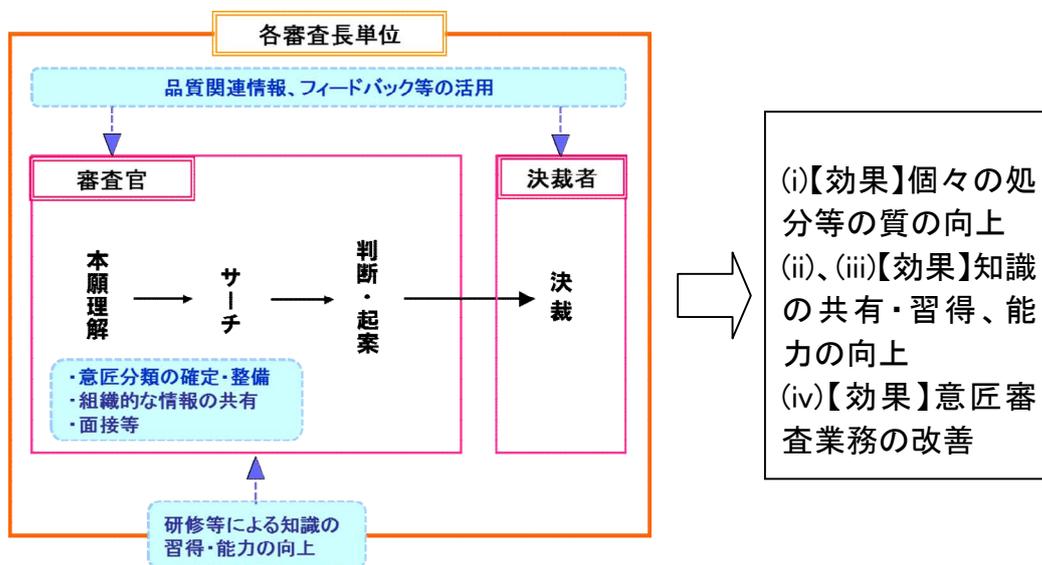
・概要

審査長単位は、レビュー結果（下記2.（2）（ii）参照）及び収集した品質関連情報等（下記2.（1）参照）を踏まえ、審査の質の維持・向上のための施策を検討し、意匠審査業務の改善を図る。また、各種フィードバックの内容を確認し、フィードバックされた内容と同様のエラーを生じさせないように対処する。

審査長単位における意匠審査業務の改善により、法令・指針等に沿った、公平性、透明性及び一貫性のある意匠審査業務の遂行が可能となる。

・担当

意匠審査業務の改善は、審査第一部長の下、各審査長単位・審査官が行う。



(4) 審査長単位における意匠審査の質の維持・向上に向けた方針策定 [p 1 a n]

・概要

各審査長単位においては、意匠課及び意匠審査部門全体の方針に従いつつ、審査第一部長の下、それぞれが担当する物品分野の事情等に応じた独自の取組を定める。

その結果、各審査長単位において現状の把握及び各種取組による業務の継続的な改善が行われることになり、世界最高品質の意匠審査の持続的な提供が可能となる。

2. 意匠審査業務の評価 [Check]

ここでは、意匠審査の質の維持・向上のため、意匠審査部門全体の取組として行われる意匠審査業務の評価のための取組について説明する。

意匠審査の質を継続的に維持・向上させていくためには、審査部門全体として意匠審査の質に関する現状を分析・評価（Check）し、事実を把握することが必須である。このため、意匠課及び品質管理庁内委員会は、各種情報の収集・分析・評価業務を行い、現状把握や問題点の抽出に努める。

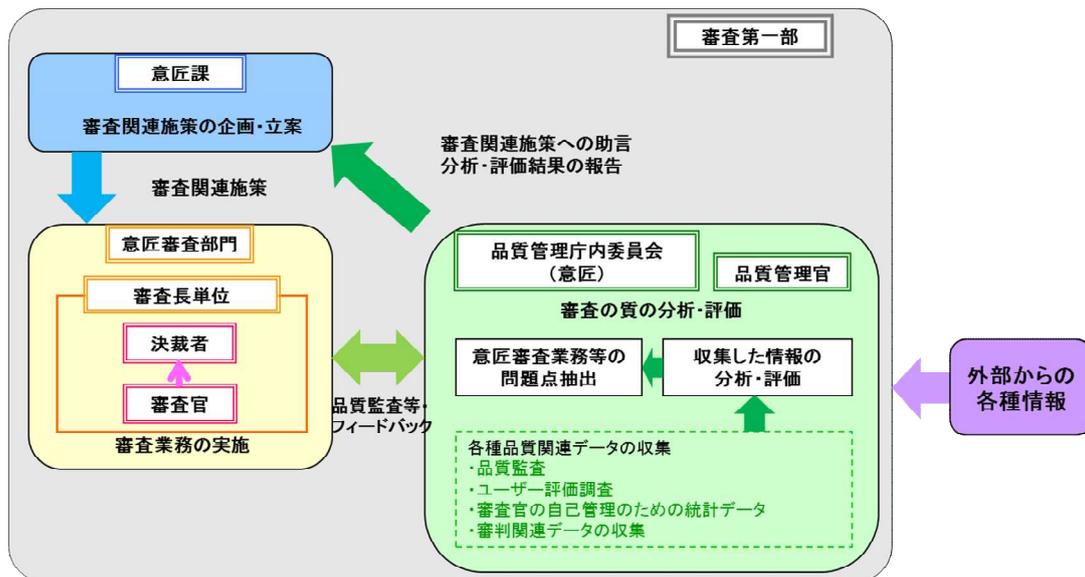


図7 意匠審査業務の評価に係る取組（意匠課・品質管理庁内委員会）

(1) データ収集・分析

(i) 決裁後案件の品質監査

・概要

品質管理官は、サンプル抽出した案件の処分等が法令・指針等に従って遂行されているかを確認し、その結果を品質管理庁内委員会に報告する。品質管理庁内委員会は、問題点の類型等について分析を行う。

・担当

品質監査は意匠課が準備を行い、品質管理官が分析を行う。

(ii) ユーザー評価調査・ユーザーからの情報収集

・概要

ユーザーニーズを把握するため、意匠審査の質に関するユーザー評価調査を行い、質に対する評価やその理由等に関する分析を行う。評価結果の分析にあたり、評価調査を通じて指摘のあった個別出願に関する情報の分析も行う。分析結果は、業務改善及び施策検討のために意匠審査部門に提供される。また、

上記指摘のあった個別出願に関する分析結果は、当該出願を担当した審査長単
位にフィードバックされる場合がある。

なお、特許庁とユーザーとの間で実施されている意見交換会においても、質
に関するユーザーニーズを聴取している（Ⅲ. 1. 参照）。

平成26年11月より、特許庁HPに審査の質の向上のための御意見受付ページ
が開設されている。

・担当

ユーザー評価調査は、意匠課が行い、結果の分析は、品質管理庁内委員会・
品質管理官と協力して行う。

(iii) 審査官の自己管理のための統計データ

・概要

意匠課・品質管理庁内委員会では、審査官の自己管理のため、審査官各人の
拒絶理由ごとの件数等、処理状況の内訳を、意匠審査部門全体の平均と比較で
きるかたちにして提供している。（データの閲覧は、本人と管理職のみ可。）

・担当

統計調査は意匠課が行う。

(iv) 審判関連データの収集

・概要

意匠課は、審決情報を含む審判関連データ及び無効審判・拒絶査定不服審判
で引用された文献の統計データを収集し、意匠審査部門に提供する。審査長単
位では、審判段階において新たに通知された拒絶理由やその引用文献、審決等
の分析を行い、審査の現状・改善すべき点を把握する。

また、審査長単位には審判部から、個別出願に対する審理結果が通知される
ケースがあるので、審査長単位は、この情報を分析し意匠審査の質の向上に活
用する。

・担当

データの収集は意匠課が行う。

(v) 各種品質関連の取組の結果等の収集

・概要

意匠課は、上記(i)～(iv)の品質関連情報を収集するほか、審査長単位に
おける質の維持・向上活動に係る現状を把握するため、審査長単位における品
質関連の取組（案件協議等）の実施状況・結果の情報を収集する。

・担当

取組の結果等の収集は意匠課が行う。

(2) データ分析結果の評価

(i) 意匠審査業務等の問題点抽出

・概要

品質管理庁内委員会は、上記(1)において収集した各種データの分析結果に基づき、意匠審査業務等において改善すべき点を明らかにし、各種施策の企画・立案や業務改善に資するよう、意匠課内関連部署に情報提供する。

(ii) レビュー(取組報告、中間レビュー)

・概要

意匠課内関連部署及び意匠審査部門は、意匠審査に関する品質管理システムが継続して適切かつ有効であることを確認するため、意匠審査の質の状況及び各種取組の実施結果の評価(上記(1)及び(2)(i)の結果等)を定期的にレビューする。レビュー結果は、それぞれ、各種施策の企画・立案や業務改善に資するよう、意匠課内関連部署・各審査長単位で共有される。

・担当

レビューは、特許技監・審査第一部長の下、意匠課内関連部署及び各審査部が行う。3. 意匠審査関連施策の検討・修正 [A c t]

上記2. で述べた取組(C h e c k)により、意匠審査の質に関する現状を把握した後は、それに基づいて必要があれば各種業務を改善(A c t)し、その後の計画に的確に反映(P l a n)する必要がある。

最終的な次年度の取組の策定のため、各種施策の企画・立案は、意匠課内関連部署において行われる(A c t)。また、年度の途中で質に関するフィードバック(中間レビュー等)が審査長単位に対してなされる場合には、各審査長単位は、必要に応じて意匠審査業務の改善(A c t)を行う。



図8 意匠審査関連施策の検討・修正及び意匠審査の方針策定に係る取組

(1) 意匠審査基準の作成（改訂）・公開

・概要

意匠審査が一定の基準に従って公平に行われるように、制度改正、新たな判例、デザイン開発の実態、国際情勢の変化等に応じて、意匠法等の関連法令の適用について基本的な考え方をまとめた意匠審査基準を作成（改訂）する。意匠審査基準の作成（改訂）は、産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会審査基準専門委員会WGでの審議を含め、庁内外の意見を踏まえて行う。また、作成（改訂）した意匠審査基準は、外部に公開する。

審査基準の作成（改訂）は、質の高い意匠権の設定に向けた意匠審査の品質管理の基本原則である品質ポリシーを尊重して進める。

・担当

意匠審査基準の作成（改訂）に関する業務は、意匠審査基準室が行う。

・参照先文書

意匠審査基準

(2) 意匠審査の質の維持・向上に向けた施策検討

・概要

特許庁の意匠課内関連部署は、レビューにおいて得られた情報、ユーザーニーズを含む意匠課・品質管理庁内委員会（意匠）から提供された情報、審査長等や審査官などから寄せられた意見・提案等を踏まえて、上記意匠審査基準の作成（改訂）・公開の他、各種の施策を企画・立案する（具体的な施策例については図8参照。）。

・担当

意匠審査に関する各種施策の企画・立案は、意匠課内の各関連部署が行う。

4. 意匠審査の方針策定 [P l a n]

意匠課内関連部署が検討した施策等については、特許技監が総括整理し、次の(a)～(d)の事項を含む意匠課及び意匠審査部門全体の意匠審査に関する方針を策定する（図7参照。）。

- (a) 品質ポリシーの策定及び改訂に関する事項。
- (b) 意匠審査の質の維持・向上のための施策の策定及び改善に関する事項。
- (c) 意匠審査の質の維持・向上のための施策の実施のための体制の充実及び配分に関する事項。
- (d) 上記(a)～(c)に関する定期的なレビュー及びレビュー結果の公表に関する事項。

その結果、幹部のリーダーシップの下、現状把握及び各種施策の企画・立案による業務の継続的な改善が行われることになり、世界最高品質の意匠審査の持続的な提供につながる。

Ⅲ. 外部関係者との協力

質の高い意匠権を設定するためには、質の高い意匠審査が求められることはもちろんであるが、意匠を適切に開示する願書及び添付図面等の作成等、出願人側の協力もまた重要である。つまり、出願人・代理人は、願書及び添付図面等の質の向上や出願前のサーチの充実を通じて、意匠審査の質の向上ひいては意匠権の質の向上に貢献し得る。

1. ユーザーとの意見交換

・概要

特許庁は、各企業や業界団体等のユーザーとの直接的な意見交換を積極的に行う。当該意見交換において、意匠審査の質の維持・向上のための施策やユーザー自身の意匠登録出願の状況、登録率、拒絶に関する状況等の情報を提供する。また、意匠審査の質を含めた意見・要望等を伺い、当該意見・要望等を各種施策の企画・立案や品質向上に活用する。

また、特許庁は、意見交換等の機会を通じ、意匠審査の質の向上のための個別案件についての情報提供を受け、当該情報を施策検討等に活用する。

以上により、意匠審査に対する幅広いニーズや期待を把握し、ユーザー目線から見た意匠審査の品質向上を図る。

・担当

ユーザーとの意見交換は、特許庁長官、特許技監、審査第一部長、審査長等及び審査官等が行う。意匠審査の質の向上のための個別出願に関するユーザーから提供された情報は、意匠課が各種施策の企画・立案や品質向上に活用する。

2. 出願人・代理人等による願書及び添付図面等の質の向上、サーチの充実等

・概要

願書及び添付図面等の質の向上や出願前のサーチの充実は、上記のとおり、意匠審査の質の向上ひいては意匠権の質の向上にあたり重要である。そのため、特許庁は、出願人・代理人等に意匠審査基準及びサーチ等に関する説明会又は研修を実施するとともに、出願前のサーチに資する情報を提供する（工業所有権情報・研修館（I N P I T）を通じて実施・提供するものを含む）。また、上記意見交換等を通じて、特に願書及び添付図面等の質の向上については出願人・代理人に要請する。

・担当

意匠審査基準に関する説明会は、意匠審査基準室が行う。また、意匠課内関連部署は、工業所有権情報・研修館（I N P I T）が実施する意匠審査基準やサーチ等に関する研修や、同館が提供するI P・eラーニングの学習教材の作成

に対して、必要な情報の提供を行う。願書及び添付図面等の質の向上や出願前のサーチの充実に関する出願人・代理人等への要請は、審査第一部長、審査長等、審査官が行う。

IV. 国際的な取組

我が国企業の円滑かつグローバルな事業展開を支援するためには、特許庁のみならず、他庁においても、意匠審査の質の維持・向上が図られることが重要である。そのため、国際的に信頼される質の高い意匠権の設定に資するよう、自らの意匠審査の質を維持・向上させて、審査結果を早期に発信するとともに、意匠審査の質の維持・向上に関する国際的な取組を積極的に推進し、国際的な意匠審査の質の向上に貢献する必要がある。

ここでは、意匠審査の質の維持・向上に関する国際的な取組について説明する。

1. 他庁への審査結果の提供

・概要

特許庁は、途上国における効率的な意匠実体審査を支援するために、我が国を第一国とする優先権主張を伴う意匠登録出願について、審査協力相手国特許庁からの要請に基づき、我が国において登録が確定した出願の審査結果を提供する。

こうした取組により、出願人の海外における円滑な権利取得を支援するとともに、国際的な意匠審査の質の向上に貢献することが可能となる。

・担当

審査官が行った審査結果等の情報の他庁への提供に関する取組は、意匠課等が行う。

2. 他庁との品質管理システムに関する情報共有等（品質ポリシーや質の向上施策の国際展開）

・概要

特許庁は、二国間または多国間の会合に積極的に参加する中で、他庁と情報を共有し、得られた情報を特許庁の品質関連施策の企画・立案に活用するとともに、他庁との品質関連の協力を通じて国際的な議論をリードし、各種品質関連情報の取得や国際的な制度改善に貢献する。

上記会合等において、特許庁は、品質ポリシーや質の向上施策・取組を他庁に紹介し、国際的な意匠審査の品質の向上に貢献するとともに、特許庁の意匠審査の質への信頼感を醸成する。

こうした取組により、各国の意匠審査の質のばらつき低減を図ることができ、結果として、我が国企業の海外における権利取得の予見性を高めることが可能となる。

・担当

国際会議等での品質関連の協力に関する取組は意匠課等が行う。

V. 用語の定義

本品質マニュアルで用いられる用語の意味は、下記のとおりである。

特許庁	特に断りがない限り、日本国特許庁。
他庁	日本国特許庁以外の海外の特許庁。
意匠審査部門	審査第一部における意匠審査の実施部署。
審査長等	審査長、上席総括審査官及び主任上席審査官。
審査長単位	審査長が分掌する特定の物品分野の意匠審査を行う審査官が所属する単位。審査室という場合もある。
品質管理庁内委員会 (意匠)	意匠審査部門の審査長及び上席審査長を委員とし、意匠課の職員を事務局とする意匠課・意匠審査部門における委員会。
意匠課内関連部署	意匠課内に設置された訓令室、班及び意匠課が特定の目的のために設けた内部委員会。。
意匠審査	特に断りがない限り、意匠の審査を意味する。本願理解、サーチ、判断及び起案からなる。
意匠審査業務	意匠審査及びその関連業務。
サーチ	先行意匠調査。
処分等	登録査定、拒絶査定及び意匠法第17条の二に規定する補正の却下の決定等の処分に加え、拒絶理由通知等の中間処理の作成を含む。
施策	意匠課内関連部署において企画・立案された、実行すべき計画を意味する。
取組	上記施策を含めた、意匠課及び意匠審査部門、審査長単位、審査官といった各レベルが行う業務を指すが、特に、特定の観点で業務を説明する場面でこの用語を用いる（例. 質の向上のための取組）。
法令・指針等	関係する条約、法令及び各種指針。
指針	条約及び法令以外の、意匠審査基準、各種ガイドライン等の意匠審査業務を行う上で参照されるべき文書。
品質監査	審査の質を把握するために、案件の審査を担当した審査官及び当該案件の決裁に関与した決裁者以外の者によって行われる、処分等の判断及びその結果の適否についての検証。処分等の判断の検証を伴わない形式的瑕疵のチェックは除く。検証は、サンプル抽出された案件に対して行われる。

参考 1



意匠審査に関する品質ポリシー

国際的に信頼される質の高い意匠権は、円滑かつグローバルな事業展開を支援し、イノベーションを促進する上で重要です。

この品質ポリシーは、こうした質の高い意匠権の設定に向けた意匠審査の品質管理の基本原則を示したものです。特許庁は、この品質ポリシーに基づいて、世界最高品質の意匠審査の実現に取り組めます。意匠審査に関わる全ての職員は、幹部のリーダーシップ及び参画の下、強い責任感と意欲を持ち、以下の基本原則に従って審査業務を遂行します。

強く・広く・役に立つ意匠権を設定します：

特許庁は、グローバルな知的財産保護を支援すべく、後に無効にならない強さと意匠の創作レベルに見合う権利範囲の広さを備え、世界に通用する有用な意匠権を設定します。

幅広いニーズや期待に応えます：

特許庁は、我が国社会の利益及び意匠制度に関わる方々の満足に資するよう、意匠審査に対する幅広いニーズや期待を把握し尊重していきます。意匠審査に関わる全ての職員は、出願人・代理人等との意思疎通を積極的に図りつつ、条約・法令及び審査基準等の指針に従い、公平性、透明性及び一貫性のある意匠審査を行います。

全ての職員が、関係者とも協力しつつ質の向上に取り組めます：

特許庁は、意匠審査に関わる全ての職員の質の向上に対する意識を高め、職員が参画する日々の意匠審査の質の向上に向けた取組を推進します。また、意匠制度に関わる方々と協力関係を確保し、協働して意匠審査の質の維持・向上を図ります。

国際的な意匠審査の質の向上に貢献します：

特許庁は、意匠審査に関する国際的な取組を積極的に推進するとともに、有用な審査情報を海外の特許庁に提供することにより、国際的な意匠審査の質の向上に貢献します。

継続的に業務を改善します：

特許庁は、世界最高品質の意匠審査を持続的に提供するために、現状把握に努めつつ柔軟に各種施策を企画・立案し、業務を改善していきます。

職員の知識・能力を向上させます：

特許庁は、日常業務や研修を通じて人材の育成を図るとともに、意匠審査に関わる全ての職員の自主的な研さんを奨励し、職員の知識・能力の向上を図ります。

特許庁は、この品質ポリシーを定期的にレビューし、その合理性と実効性を常に維持・向上していきます。

平成26年8月 特許庁

参考2

品質ポリシーと品質マニュアルに記載された取組の対応表

品質ポリシー	品質マニュアルに記載された取組		
	記載箇所	関連する取組	
前文	<ul style="list-style-type: none"> ・グローバルな事業展開を支援 ・イノベーションを促進 	はじめに	
	・品質ポリシーの基本原則		
	・全ての職員は、幹部のリーダーシップ及び参画の下、強い責任感と意欲を持ち、審査業務を遂行		
意匠権の設定	・強く(安定性)広く(創作レベルに見合う権利範囲)役に立つ(世界に通用する有用な)意匠権	II. 1. 意匠審査業務の実施[Do]	<ul style="list-style-type: none"> ・意匠審査(本願理解・サーチ・判断・起案)(II. 1. (1) (i)) ・面接等(II. 1. (1) (ii)) ・決裁(II. 2. (2) (i)) ・案件協議(II. 1. (2) (ii)) ・品質監査(II. 2. (1) (i)) ・ユーザー評価調査(II. 2. (1) (ii)) ・自己管理のための処理状況データ(II. 1. (1) (iii)) ・審判関連データの収集(II. 1. (i))
ニーズや期待	・我が国社会の利益及び意匠制度に関わる方々の利益と満足に資する	III. 1. (ii) ユーザー評価調査・ユーザーからの情報収集	・ユーザー評価調査に基づく品質に関するユーザーニーズの把握(II. 2. (1) (ii))
	・意匠審査に対する幅広いニーズや期待を把握し尊重	III. 1. ユーザーとの意見交換	・ユーザー等との意見交換(III. 1.)
	・出願人・代理人等との意思疎通	II. 1. 意匠審査業務の実施[Do]	・面接等(II. 1. (i))
	・条約・法令及び審査基準等の指針に従い、公平性、透明性及び一貫性のある意匠審査	II. 1. 意匠審査業務の実施[Do] II. 3. 意匠審査関連施策の検討・修正[Act]	・意匠審査業務の実施[Do](II. 1.) ・意匠審査基準の作成(改訂)公開(II. 3.)
職員の取組、関係者との協力	・質の向上に対する意識を高め、職員が参画する日々の意匠審査の質の向上に向けた取組を推進	II. 1. 意匠審査業務の実施[Do] II. 1. (3) 審査長単位における意匠審査の質の維持・向上に関する業務[act] II. 1. (4) 審査長単位における意匠審査の質の維持・向上に向けた方針策定[plan]	<ul style="list-style-type: none"> ・審査官による意匠審査業務の実施(II. 1. (1) (i)) ・チェック結果等に基づく質の向上(II. 1. (3) (i)) ・組織的な情報の共有(II. 1. (3) (ii)) ・研修の受講等による知識習得・能力向上(II. 1. (3) (iii)) ・レビュー結果等に基づく質の向上(II. 1. (3) (iv)) ・審査長単位における意匠審査の質の維持・向上に向けた方針策定(II. 1. (4))
	・意匠制度に関わる方々と協力関係を確保、協働	III. 外部関係者との協力	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザー等との意見交換会(III. 1.) ・出願人・代理人等による願書及び添付図面等の質の向上、サーチの充実等(III. 2.)
国際的な品質向上	・国際的な取組を積極的に推進	IV. 国際的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・他庁への審査結果の提供(IV. 1.) ・他庁との品質管理システムに関する情報共有等(品質ポリシーや質の向上施策の国際展開)(IV. 2.)
継続的な業務改善	・世界最高品質の意匠審査を持続的に提供	II. 2. 意匠審査業務の評価[Check] II. 3. 意匠審査関連施策の検討・修正[Act] II. 4. 意匠審査の方針策定[Plan]	<ul style="list-style-type: none"> ・データ収集・分析(II. (i)) ・データ分析結果の評価(II. (i)) ・審査基準の作成(改訂)公開(II. (i)) ・意匠審査の質の維持・向上に向けた施策検討(II. (i)) ・意匠審査の方針策定[Plan](II. (i))
職員の知識・能力の向上	・日常業務や研修を通じて人材を育成	II. 1. 意匠審査業務の実施[Do] II. 1. (3) 審査長単位における意匠審査の質の維持・向上に関する業務[act]	<ul style="list-style-type: none"> ・意匠審査(本願理解・サーチ・判断・起案)(II. 1. (1) (i)) ・決裁(II. 1. (2) (i)) ・案件協議(II. 1. (2) (ii)) ・品質監査(II. 2. (1) (i)) ・ユーザー評価調査(II. 2. (1) (ii)) ・自己管理のための処理状況データ(II. 2. (1) (iii)) ・審判関連データの収集(II. 2. (1) (iv)) ・研修の受講等による知識習得・能力向上(II. 1. (3) (iii))
品質ポリシーのレビュー	・品質ポリシーを定期的にレビューし、その合理性と実効性を常に維持・向上	II. 3. 意匠審査関連施策の検討・修正[Act]	・意匠審査の質の維持・向上に向けた施策検討(II. 3. (2))

商標審査の品質管理に関するマニュアル (品質マニュアル)

平成26年12月
特許庁

改訂履歴

日付	内容
平成 26 年 12 月 10 日	初版公表

はじめに

商標法は、「商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もって産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを目的」（商標法第1条）としている。この性質上、商標制度は幅広いユーザーを抱えており、権利者（出願人）のみならず、事業者・消費者等も商標制度のユーザーとして、幅広くその影響を受けることになる。また、商標は、商取引において、自己の商品・役務を他人の商品・役務と識別するための標識であり、商品・役務の一定の品質又は質を保証し、また、商品・役務の広告宣伝の役割を果たすものである。

近年、企業活動や地域振興の場において、ブランドの重要性はますます高まっており、商標制度に関する世間一般の認知度が向上しているとともに、ブランド戦略を支える商標制度に対する期待も高まっている。また、商取引自体も、スマートフォンやタブレット端末の普及等による電子商取引の一層の進展など、その変化のスピードがより一層増しているところである。

このような状況下において、事業者による商標権の活用を通じて、商標が出所識別機能等の役割を発揮し、消費者が商標を信頼して消費活動を円滑に行うことができるようにするためには、商標審査において、法令・商標審査基準等の指針の下、出願された商標の識別性や類似性等に関して、商取引の実態を十分に調査し、一貫性及び客観性を有する審査を推進していくことが重要である。

特許庁は、ブランドを保護育成し、消費活動の円滑化へ貢献するため、適切な商標審査を行い、商標審査の質を維持・向上することを内外に明らかにすべく、平成26年8月に「商標審査に関する品質ポリシー」（以下、単に「品質ポリシー」という。）を策定した。この品質ポリシーは、商標審査の品質管理の基本原則となるものであり、商標審査業務・審査マネジメント業務を行う商標審査部門においては、この基本原則に基づいて、商標審査に関する品質管理を実施し、商標審査の質の維持・向上を確実に図っていくことが必要である。

特許庁は、品質ポリシーに掲げた基本原則に沿った品質管理の統一的な実施のために、この「商標審査の品質管理に関するマニュアル」を策定する。

適用範囲

このマニュアルは、商標審査に関わる商標審査部門内の部署及びこれらに属する職員が行う業務に対して適用される。

目次

I. 品質管理システムについて	1
1. 品質ポリシーとの関係	1
(1) 総論	1
(2) 品質ポリシーに基づき求められる取組の方向性.....	2
2. 商標審査の質の維持・向上のサイクル (PDCA サイクル)	4
(1) 商標審査部門全体の PDCA サイクル	4
(2) 審査室における PDCA サイクル	4
3. 品質管理実施体制	6
II. 商標審査部門内の取組	8
1. 商標審査業務の実施【DO】(審査室における PDCA サイクル)	8
(1) 審査官による商標審査業務の実施 [do]	9
(i) 商標審査 (本願理解及び商標認定・調査・判断・起案)	9
(ii) 協議	9
(iii) 面接等.....	10
(iv) 審査官用チェックシートの活用.....	10
(2) 審査室における商標審査の質のチェック [check]	10
(i) 決裁	10
(3) 審査室における商標審査の質の維持・向上に関する業務 [act] ..	11
(i) チェック結果等に基づく質の向上.....	11
(ii) 組織的な情報の共有	11
(iii) 研修の受講等による知識習得・能力向上.....	11
(iv) 品質関連情報の活用.....	12
(4) 審査室単位における商標審査の質の維持・向上に向けた方針策定 [plan]	12
2. 商標審査業務の評価【CHECK】	13
(1) データ収集・分析	13
(i) 品質監査	13
(ii) ユーザー評価調査に基づく質に関するユーザーニーズの把握	13
(iii) 審判決との判断相違の確認.....	13
(iv) 各種品質関連の取組の結果等の収集.....	14
(2) データ分析結果の評価.....	14
(i) 商標審査業務等の課題抽出.....	14
(ii) 全体評価 (取組報告)	14
3. 商標審査関連施策・品質管理に関する施策の検討・修正【ACT】	15
(1) 商標審査関連施策の検討	15
(2) 品質管理に関する施策の検討	15

4. 商標審査の方針決定【PLAN】	16
Ⅲ. 外部関係者との協力.....	17
1. ユーザーとの意見交換.....	17
2. ユーザーの協力を促す情報提供.....	17
Ⅳ. 国際的な取組.....	18
1. 海外特許庁との品質管理システムに関する情報共有	18
参考1：商標審査に関する品質ポリシー.....	19

I. 品質管理システムについて

1. 品質ポリシーとの関係

(1) 総論

商標審査に関する品質ポリシー¹（以下、単に「品質ポリシー」という。）は、ブランドの保護育成及び消費者の消費活動の円滑化へ貢献するような商標審査の実現に向けた商標審査の品質管理の基本原則を示し、特許庁が商標審査の質の維持・向上に取り組むためのものである。

このような商標審査を実現するため、商標審査部門は、品質ポリシーに沿った品質管理の実施を通じて、商標審査を的確に実施し、ユーザー等の幅広いニーズや期待に応える商標審査に関する施策を企画・立案して実行に移すとともに、これらの取組について継続的改善を図っていく。

品質管理とは、品質ポリシーに沿い、なおかつ、商標審査の質の維持・向上の観点から、いわゆる PDCA サイクル²に沿って互いに関連付けて整理された商標審査の取組の総体であり、その着実な実施に当たっては各組織・職員の役割を明確にした実施体制を構築する必要がある。

商標審査に関する品質管理システム（以下、単に「品質管理システム」という。）は、上記品質管理及びその実施体制からなるものである。

この商標審査の品質管理に関するマニュアル（以下、単に「品質マニュアル」という。）は、品質ポリシーによって規定される基本原則に沿った品質管理の統一的な実施に資するべく、上記品質管理システムを文書化したものである。

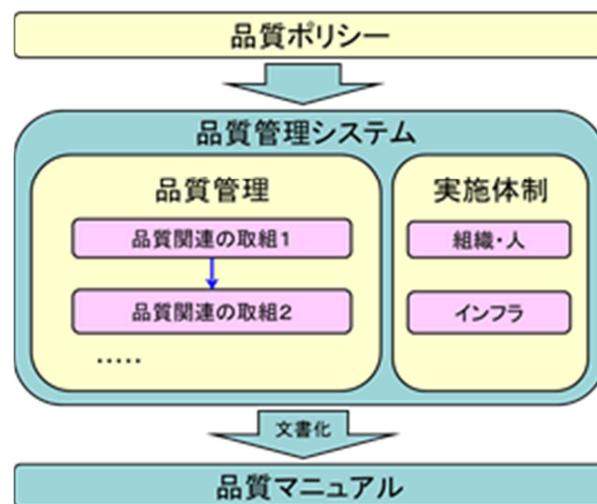


図1. 品質ポリシー、品質管理システム及び品質マニュアルの関係図

¹ 品質ポリシーについては、巻末の参考1を参照。

² 計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(act)という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

(2) 品質ポリシーに基づき求められる取組の方向性

品質ポリシーは、品質管理の基本原則であるから、商標審査部門の品質管理を構成する各取組は、品質ポリシーで掲げられた事項と密接な関連を有すべきものである。

ここでは、品質ポリシーに基づき求められる取組の方向性を、品質ポリシーの項目に沿って説明する。

① ブランドの保護育成及び消費活動の円滑化に貢献します

商標法は、「商標を保護することにより、商標を使用する者の業務上の信用の維持を図り、もって産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを目的」（商標法第1条）としている。商標審査は、出願された商標について、商標法の規定に基づき登録の可否を判断することであるが、適切な商標審査及び権利付与を実施することにより、ブランドの保護育成及び消費者の消費活動の円滑化に貢献することが可能となる。また、各種施策を検討する際には、産業の発達に寄与するという目的と需要者の利益を保護するという目的の双方を念頭に置き、企画・立案することが重要である。

② 一貫性及び客観性を有する審査を行います

商標審査は、上記のとおり、商標法の規定に基づき行うところ、審査官一人一人が、法令の解釈や運用について定めた商標審査基準等の指針に従い審査を行う必要がある。また、商標は、取引の実態の変化に伴い、その識別性の有無や類似性の存否も変化するものであることから、商標審査においては、商取引の実態についても十分に調査した上で判断することが必要である。このように、商取引の実態を十分に踏まえ、商標審査基準等の指針に従って審査を行うことにより、一貫性及び客観性のある商標審査の実現が求められる。

③ 出願人等とのコミュニケーションを深め、商標制度の利用促進を図ります

一貫性及び客観性のある審査を実現するためには、当然ながら、前提となる判断基準等が明確なものでなければならない。商標審査における判断の指針となるのは、商標審査基準等であることから、恒常的に商標審査基準等の指針の見直しを検討する必要がある。一方、出願人等の商標制度の利用者に対しては、商標審査の予見可能性を確保すると共に、透明性を高める必要がある。そのため、商標審査の指針について、内容についての情報開示を促進していく必要がある。

また、商標制度の利用促進のためには、審査における判断や結論を説明する文書である拒絶理由通知書や拒絶査定等の起案文書が、出願人にとって分かりやすく、権利取得を支援するものであることが必要である。審査の判断が適切だとしても、その判断内容（思考）を論理的に表現できなければ、審査の説明責任を果たしているとはいいがたい。特に商標の場合には、個人や中小企業等が出願人である割合も高いことから、起案文書作成の際には留意する必要がある。よって、審査官は、論理的で説得力を有する文章を構成し起案文書に展開するとともに、状況に応じて記載ぶりを工夫するなど、分かりやすい起案文書

を作成することが求められる。また、面接や電話・ファクシミリ等を通じて出願人等との意思疎通を深め、出願内容や出願人の意図等の正しい理解のもと、出願人が商標制度を利用できるよう努めることも併せて求められる。

④ 国内外の関係者と積極的に情報を共有し、審査の質の向上に取り組みます
審査の質の向上のためには、組織として自ら改善すべき点を洗いだして改善を図っていくことのみならず、現状の問題点の把握や課題の整理を行う際には、外部の意見を積極的に採り入れる必要がある。商標制度に関わる者（出願人・代理人）から、商標審査の現状について意見を伺い、その意見に積極的に耳を傾けて、挙げられた課題の解決に向けて真摯に取り組むことが必要である。また、海外特許庁と品質管理に関する情報交換を行い、参考となる品質管理の施策を取り入れるなど、積極的な情報共有を行うことが重要である。

⑤ 継続的に業務を改善します

商標審査の質の向上に当たっては、品質管理の実施状況や商標審査の質等を継続的にモニタリングし、現状を的確に把握した上で、審査官による審査業務及び管理職³による審査マネジメント業務に関して、必要な施策を検討していくことが重要である。

また、新商品の開発や流行の移り変わり等の要因や、最高裁判所や知的財産高等裁判所による判決等の要因により、商標審査を巡る状況は日々変わっていく。商標審査部門は、商標審査を巡る状況の変化や商標審査の質に関する種々の情報を、商標審査に関わる全ての職員に提供し、職員は、提供された情報を用いて継続的に自身の業務を改善することが求められる。商標審査に関わる職員一人一人は、より良い商標審査を実現するため、常に問題意識を持ちながら業務に取り組み、継続的に業務の改善に取り組むことが求められる。

⑥ 職員の知識・能力を向上させます

商標審査は、審査官によって行われる。よって、審査官の人材育成を図ることは質の維持・向上を図る上では欠かすことができないものである。また、商標審査の質の向上のためには、商標審査に関わる全ての職員の知識・能力の向上が必須となる。商標審査に関わる職員一人一人は、日々の自主的な研さんに励むとともに、研修の機会等があれば積極的に参加して、業務遂行に必要な専門性を高めることが求められる。また、商標審査部門も、十分な研修の機会を提供するなど、知識・能力の向上につき、組織として戦略的にサポートすることが重要である。

³ 審査長・審査監理官及び審査室長（審査長等）の他、審査官の起案文書の決裁を担当する者を含む。

2. 商標審査の質の維持・向上のサイクル（PDCA サイクル）

上記1.（1）で述べたように、品質管理を構成する各種取組は、商標審査の質の維持・向上の観点から、いわゆる PDCA サイクルに沿ってお互いに関連付けられる必要がある。この PDCA サイクルは、商標審査部門全体で回すサイクルと各審査室で回すサイクルの2つのレベルからなる。これらの2つの PDCA サイクルの関係の概念図を図2に示す。

（1）商標審査部門全体の PDCA サイクル

商標審査部門全体の PDCA サイクル(図2における大きな PDCA サイクル)は、次のように機能する。

すなわち、当該年度の商標審査部門全体の方針が決定【PLAN】され、それを受けて商標審査及びその関連業務（以下、単に「商標審査業務」という。）が実施【DO】される。そして、商標審査業務は、品質監査をはじめとする各種の手法により評価【CHECK】され、必要に応じて商標審査業務や商標審査部門の施策等が修正【ACT】され、次年度の方針に反映【PLAN】されることにより、商標審査の質の維持・向上が図られる。

（2）審査室における PDCA サイクル

上記（1）の PDCA サイクルに加え、商標審査業務の実施を行う各審査室においても、PDCA サイクル（図2の右下に示された小さな PDCA サイクル）による質の維持・向上が図られる⁴。

すなわち、商標審査部門全体の方針を受けて各審査室における方針が決定 [plan] され、審査官は、当該方針に沿って協議や面接等を活用しつつ商標審査業務を実施 [do] する。そして、審査官による商標審査業務（各種処分）は、質を含む決裁 [check] を受け、必要に応じて判断、起案等について指導が行われることで、個別の処分等をより適切なものとし [act]、商標審査の質が担保される。

また、各審査室・審査官は、各種の品質関連情報等を利用して、商標審査業務の改善、審査官間の知識の共有、自己研さん・研修等による知識習得・能力向上等 [act] を行う。

以上の取組で得られた知見は、それ以降の商標審査の取組に反映 [plan] されることにより、商標審査の質の維持・向上が図られる。なお、各審査室における業務改善は、日々の業務において適時に行われる。

⁴ 商標審査部門全体の PDCA サイクルの各要素は「PLAN」等と大文字で表記し、各審査室における PDCA サイクルの要素は「plan」等と小文字で表記している。

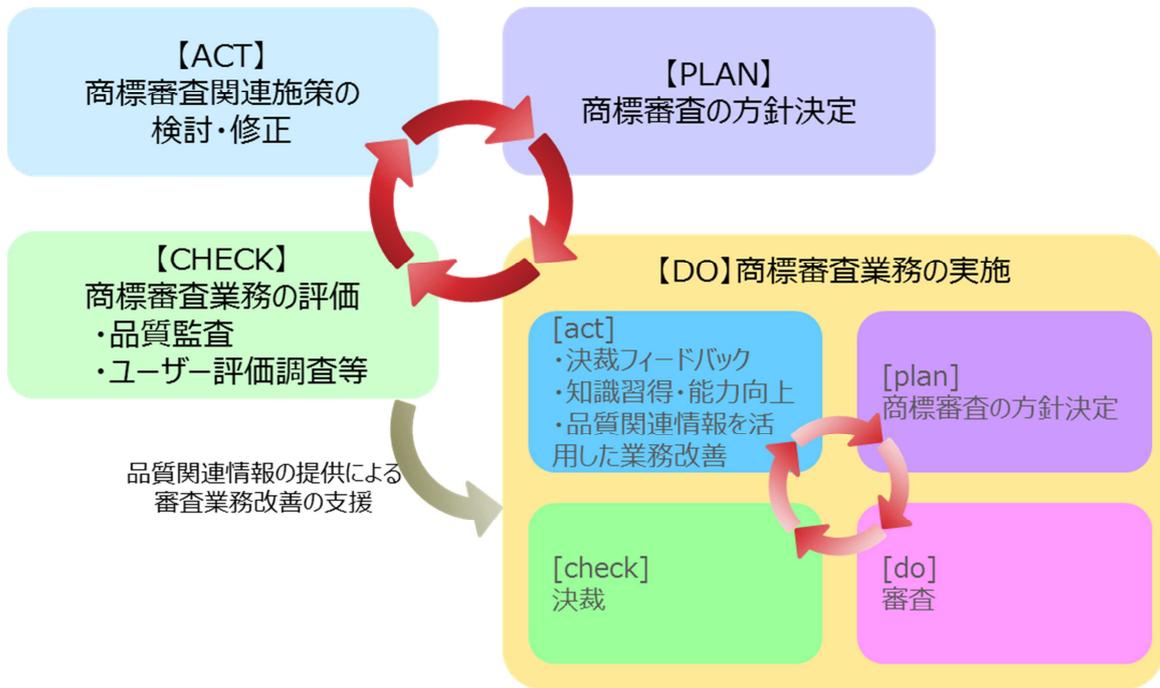


図2：商標審査の質の継続的改善のためのサイクル（PDCA サイクル）概念図

3. 品質管理実施体制

本品質マニュアルで説明する品質管理システムは、特許庁長官及び商標審査に関する事務を所掌する審査業務部長がその整備と実施に対して責任を負う。特許庁長官及び審査業務部長の下、組織・職員はそれぞれが分掌する事務を行う。

審査官は、審査長、審査監理官又は審査室長（以下、単に「審査長等」という。）のマネジメントの下、分掌された産業分野についての実体審査を行う。各審査室においては、商標課に属する品質管理官⁵が企画・立案した品質管理に関する施策（以下、単に「品質関連施策」という。）を実施するとともに、各審査室が所掌する産業分野に応じた独自の品質関連施策を実施することにより、商標審査の質の向上を図る。また、各審査官は研修等の受講等により自己研鑽に取り組み、自身の知識・能力の向上に努める。

商標課は、商標の審査に関する事務の連絡調整に関する事務をつかさどる。商標審査に関する企画及び立案を含めた商標審査に関する事務の調整に関する事務を行う。

商標課に配置される品質管理官は、商標の審査の品質の管理に関する事務を所掌する。商標審査の品質管理に関する企画、立案及び実施を行う。具体的には、品質監査、ユーザー評価調査や審判情報の活用といった品質管理に関する施策（以下、単に「品質関連施策」という。）の企画・立案・実施を行う他、商標審査の質に関する各種データの収集や分析を行う。なお、品質監査を担当する品質管理官は、商標審査に関する高度な知識や判断力を有する管理職又は審査官から選任され、審査官の行った審査における判断・起案等をチェックすると共に、その結果を各審査室・審査官にフィードバックする。

審査業務部には、審査業務部長を委員長とする商標審査品質管理委員会が設置される。商標審査品質管理委員会は、商標審査の質の分析・評価を行うとともに、品質管理官から提出される質の改善のための施策案について助言を行うとともに、方針決定を行う。

外部有識者で構成する委員会（産業構造審議会知的財産分科会審査品質管理小委員会）は、本品質マニュアルで説明する品質管理システムが、商標審査の質の維持・向上のために適切に機能しているかどうかを第三者の目で確認し、品質管理の実施状況、実施体制等につき、客観的な評価を行う。当該委員会は、実務経験者や学識経験者など外部有識者で構成され、その評価結果は、品質関連施策の検討・修正【ACT】及び方針策定【PLAN】を行う際に考慮され、品質管理システムの実効性の維持・向上に活用される。

⁵ ①品質管理施策の企画・立案を主に担当する者と、②品質監査を主に担当する者の2種類の品質管理官が存在する。いずれも商標課に属する。

また、当該委員会は、上記評価を行うための評価項目及び達成すべき目標を定める。特許庁は、当該目標の達成を図るとともに、当該目標に対する実績を公表する。

出願人・代理人等の制度ユーザーは、1件1件の商標審査の影響を受ける立場であり、直接審査の質を評価する重要な役割を担う。ユーザー評価調査や意見交換の機会を通じ、制度ユーザーから、商標審査の質の維持・向上のための情報を収集する。

海外特許庁との間においては、積極的に情報共有を図る。海外特許庁から情報を入手し、参考となる品質管理の施策を取り入れることにより、商標審査の質の維持・向上に役立てる。

品質管理の実施体制及び各組織等の関係を示した品質管理システムの全体像は下図のように表される。

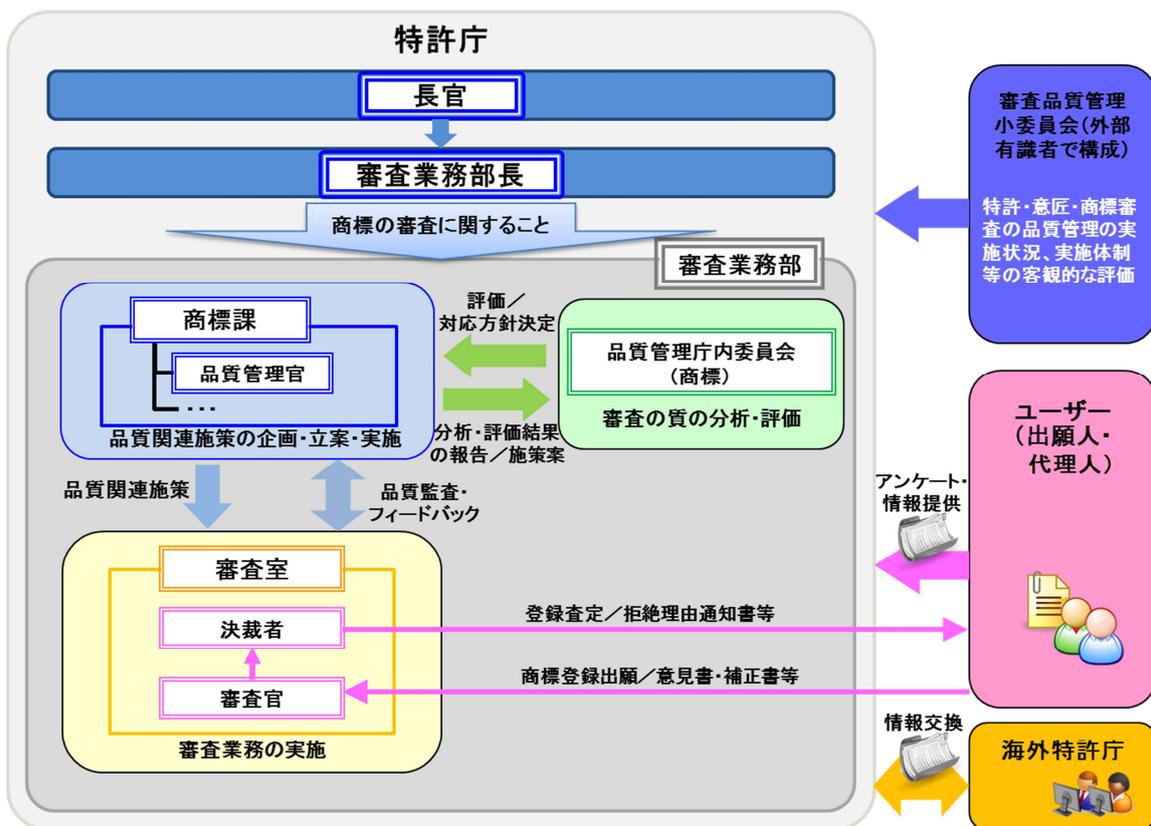


図3 品質管理システムの全体像

Ⅱ. 商標審査部門内の取組

以下では、I. 2. (1) で述べた、商標審査部門全体のPDCA サイクルに含まれる各種取組を説明するとともに、I. 2. (2) で述べた各審査室におけるPDCA サイクルも併せて説明する。

まず、1. において、一連の取組の中でも中核をなすものである商標審査業務の実施【DO】として、各審査室におけるPDCA サイクル [plan] [do] [check] [act] について述べ、商標審査業務の評価【CHECK】、商標審査関連施策の検討・修正【ACT】、商標審査の方針決定【PLAN】を2. ～4. で順に述べる⁶。

1. 商標審査業務の実施【DO】（審査室におけるPDCA サイクル）

ここでは、主に商標審査の質を担保するための中心的な活動として、各審査室において行われる商標審査業務及びその質の維持・向上に資する取組を、PDCA (DCAP) サイクルに沿って説明する。

まずは、中核的な取組である審査官による商標審査業務の実施 [do] から順に説明する。なお、本項目には、商標審査の質を向上させるために審査に付随して実施している「協議」、「面接等」、「審査官チェックシートの活用」といった取組も含めるが、それらの取組に対する [check] [act] は、各審査室において実施されるのではなく、全体のPDCA サイクルの中で実施される。

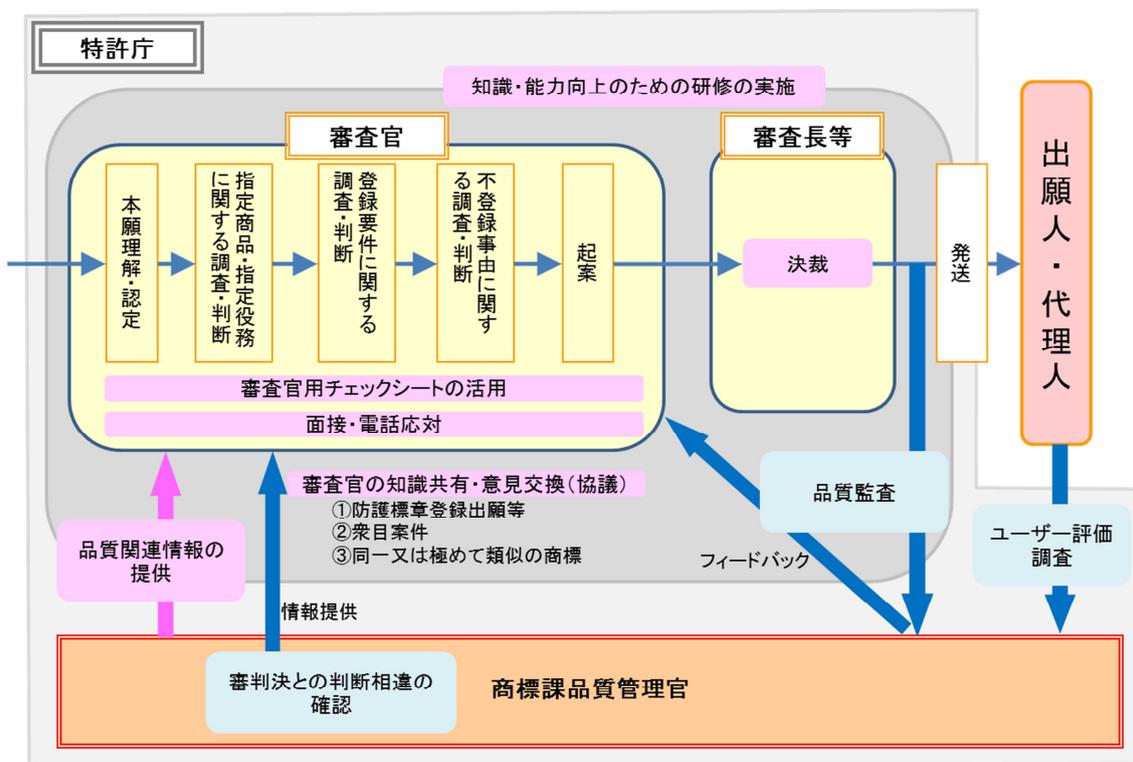


図4 品質管理の全体像

⁶ do (実行) の重要性に鑑み、一般的に、PDCA サイクルという用語についても、do を先頭にして DCAP サイクルと称されることもある。

(1) 審査官による商標審査業務の実施 [do]

(i) 商標審査（本願理解及び商標認定・調査・判断・起案）

審査官は、本願内容の理解及び商標の認定、指定商品・指定役務の調査・判断、登録要件の調査・判断、不登録事由の調査・判断、起案からなる商標審査実務の遂行に当たり、商標法等の関連法令、当該法令の適用についての基本的考え方をまとめた審査基準及びその他の運用の取決めである指針に従い、業務内容に不備がないかを自らチェックしつつ、商標審査の各プロセスを遂行する。

具体的には、審査官は、

- ・本願内容の理解及び商標の認定
- ・指定商品・指定役務の調査・判断
- ・登録要件の調査・判断
- ・不登録事由の調査・判断、並びに
- ・拒絶理由通知・登録査定等の起案

の全てを法令・審査基準等の指針に従って統一かつ的確に遂行する。

これにより、公平性、透明性及び一貫性があり、ユーザーに信頼されるような質の高い商標審査を着実に遂行することができ、その結果、商標権の適切な活用を通じた商標の役割の発揮、ひいては、ブランドの保護育成及び消費者の消費活動の円滑化に貢献することが可能となる。

・担当

商標審査実務は、審査官が行う。なお、出願された各案件は、指定商品・指定役務の区分に応じて担当審査室が決定された後、その担当審査室に所属する審査官の中から担当審査官が決定される。

・参照先文書

『商標審査基準』、『商標審査便覧』、『類似商品・役務審査基準』

(ii) 協議

審査官は、様々な商標審査に係る事項について、必要に応じ他の審査官と協議を行う。協議は、審査官相互の知見を結集して、調査手法、知識等の共有化等を図った上で、迅速・的確な商標審査を行うことを目的として行う。ただし、個別の出願の商標審査に関する最終判断は、あくまでも当該出願の商標審査を担当する審査官の責任の下に行う。

審査官は、協議を自発的に行うほか、商標審査部門又は各審査室が定めた所定の条件に当てはまる出願案件（①防護標章登録出願及び防護標章更新登録出願の案件、②特に注意を要し、慎重な判断が求められる案件（世間の衆目を集める可能性がある案件）及び③共に審査係属中の同一又は極めて類似する商標の案件）については必ず協議を行う。

協議の実施により、複雑な案件についても適切な判断がされることを確実にし、各審査官による商標審査をより客観的なものとして、審査官間の調査や判断のばらつきを抑制することができる。その結果として、商標審査の一貫性や客観性を担保し、商標権取得の予見性を高めることが可能となる。さらに、協議を通じて、調査手法や判断の参考とすべき審判決等を共有することは、審査

官の知識・能力の向上にもつながる。

・担当

協議は、当該商標登録出願の審査を担当する審査官と、協議者とが行う。協議者は、原則として、出願を担当する審査官が協議したい事項に応じて選択するが、商標審査部門及び各審査室の取組として特定の者（例えば、審査長等）が指定される場合もある。

(iii) 面接等

面接は、審査官又は出願人等（代理人がいる場合は、代理人も含む。法人の場合には、その代表者、知的財産を扱う部署の担当者等。以下、単に「出願人等」という。）のいずれかの要請に基づき、面接ガイドラインに沿って行われる。面接により、出願人等との間で商標審査に関わる意思疎通を図ることは、一般に、商標審査の質の維持・向上に資する。意思疎通を図るための「電話・ファクシミリ等による連絡」も同様である。

面接等における出願人等による指定商品・指定役務に関する説明や意見書等の説明などを通じ、審査官と出願人等とがお互いの考えを正しく理解することで、結果として、出願人にとって納得感の高い商標審査を実現することが可能となる。

・担当

出願人等との面接は、当該商標登録出願の審査を担当する審査官が行う。

・参照先文書

『面接ガイドライン【商標審査編】』

(iv) 審査官用チェックシートの活用

品質管理の各種取組によって判明した典型的な問題事例を整理し、審査のプロセスにおいて各審査官が注意して確認する必要がある事項をまとめた「審査官用チェックシート」を提供する。審査官は、全ての案件の審査時に審査官用チェックシートに沿って審査を実施すると共に、審査官用チェックシートを起案文書と共に決裁者に提出する。審査官にとっては、審査段階において典型的なミス回避を回避することができ、また、決裁者にとっては、審査が適正なプロセスを経て実施されたかにつきチェックすることを容易にするものである。

なお、審査官用チェックシートの項目は、品質管理の各種取組の結果を基に、随時適切な内容に更新する。

・担当

審査官用チェックシートへの記入は、当該商標登録出願の審査を担当する審査官が行う。審査官用チェックシートの項目等の内容に関しては、必要に応じて品質管理官が修正案等を作成し、商標審査品質管理委員会で決定する。

(2) 審査室における商標審査の質のチェック [check]

(i) 決裁

審査官による処分等は、審査長等による起案文書の内容の確認等を通じた商標審査の実体的・形式的チェックを受けて、当該処分等に係る書面が出願人に

発送⁷される。このチェックを決裁と称し、決裁を行う者を決裁者と称する。

決裁者は、処分等が法令・指針等に適合しているか、起案文書の内容に不備がないか、協議の実施状況等の品質管理に係る必要な手続を経ているか等について、審査官用チェックシート等を活用して確認を行う。必要に応じ、当該処分等を行った審査官に起案文書を差し戻して修正を促すことや、改善に向けた指導を行うなど、審査官に対してフィードバックを行う。

このように、審査官自身によるチェックに加えて、商標審査につき決裁者がダブルチェックすることにより、当該処分等をより客観的なものとし、結果として、審査官間での判断や起案内容のばらつきを抑制することが可能になる。

・担当

決裁は、原則として、商標登録出願の担当審査室の審査長等が行う。

(3) 審査室における商標審査の質の維持・向上に関する業務 [act]

(i) チェック結果等に基づく質の向上

審査官は、上記(2)の決裁のフィードバックを尊重し、必要に応じてフィードバックの意図を確認するなどして、差し戻された起案文書の修正や各種指針の再確認等を適宜行い、適切な商標審査の実施に努める。

・担当

フィードバックを受けた処分等の修正は、当該商標登録出願の審査を担当する審査官が行う。

(ii) 組織的な情報の共有

各審査室においては、業務を遂行する上で得られた知見の組織的な活用に努め、審査官間でのばらつきを抑制する。組織的な活用に当たっては、知見の共有に関する取組が重要であり、必要に応じて文書化して共有する等が有効である。

・担当

組織的な情報の共有は、各審査室においては、主に審査官が行う。また、他の審査室にも共有すべき事項に関しては、審査長等が中心となって情報共有を実施する。

(iii) 研修の受講等による知識習得・能力向上

審査長等は、各審査官に対して、商標審査の質の向上の観点から当該審査官に必要となる研修の受講等を指導する。審査官は、研修の受講等により知識の習得・能力の向上を図るとともに、自身の業務について自主的に研さんを行う。

このような研修の受講等により、審査官の専門性を高めることができ、結果として、商標審査をよりの確なものとするのが可能となる。

・担当

審査官は、審査長等の指導の下、必要な知識の習得・能力の向上を図るべく研修を受講する。自己研さんは、審査官自身が積極的に行う。

⁷ 査定の場合は送達がなされる。

(iv) 品質関連情報の活用

①審査に関する品質関連情報

品質管理官は、審査官毎の即登録率や根拠条文毎の拒絶理由通知率等、審査に関する各種情報を収集し、提供する。審査官は、所属する審査室及び商標審査部門全体の情報と比較することで、自らの審査の傾向を把握する等、品質関連情報を活用することにより、商標審査の質の維持・向上に向けた取組の充実を図る。

・担当

各審査室において審査官が行う。

②審判に関する統計データ

審決等の分析は、審査の現状・改善点の把握に資するものと考えられるので、品質管理官は、審判における結果等の情報を含む審判関連データを一覧にまとめ、各審査室に提供する。また、審決や異議決定等が出た際には、審査段階で担当した審査官に情報を通知し、審決等の確認を促す。審査官は、下記2.(1)(iii)のデータ等も活用することにより、審判段階の結果を基に、商標審査の質の維持・向上に向けた取組の充実を図る。

・担当

各審査室において審査官が行う。

③品質監査やユーザー評価調査の結果等の活用

各審査室は、品質監査やユーザー評価調査を通じて収集した品質関連情報等や全体評価の結果(下記2.(2)(ii)参照)を踏まえ、商標審査の質の維持・向上に向けた施策を検討し、商標審査業務の改善を図る。また、各種フィードバックの内容を確認し、フィードバックされた内容と同様のエラーを生じさせないように対処する。

・担当

各審査室において審査長等が中心となって行う。

(4) 審査室単位における商標審査の質の維持・向上に向けた方針策定 [plan]

各審査室においては、商標審査部門全体の方針に従いつつ、審査長等を中心として、それぞれが担当する産業分野の事情等に応じた独自の方針を定める。

その結果、各審査室において現状の把握及び各種取組による業務の継続的な改善が行われることになり、商標審査の質の維持・向上につながる。

2. 商標審査業務の評価【CHECK】

ここでは、商標審査の質の維持・向上のため、商標審査部門全体の取組として行われる商標審査業務の評価のための取組について説明する。

商標審査の質を継続的に維持・向上させていくためには、商標審査部門全体として商標審査の質に関する現状を分析・評価【CHECK】し、事実を把握することが必須である。品質管理官は、そのために各種情報の収集・分析・評価業務を行い、現状把握に努める。

(1) データ収集・分析

(i) 品質監査

品質監査は、審査室横断的な組織である商標課に属する品質管理官が、①改めて再度審査すること（再審査）によるチェック（再審査品質監査）と、②審査官の審査結果を基にしたチェック（基礎的品質監査）の2種類を実施する。再審査品質監査は、判断の適切性のみならず、起案内容についての適切性（論理構成や証拠の開示方法等）についての詳細な確認も行う。

品質監査を行うことは、審査室間のバラツキの状況を把握し、修正すべき起案文書の是正などを担当審査官にフィードバックすることによって、各審査室における品質管理を支援するとともに、各審査室における決裁の状況についても把握することを目的としている。

品質監査の対象は、一定期間内に査定がなされた案件全件であり、実際のチェック案件は、対象案件から無作為に抽出する。

・担当

品質監査の実施、チェックした結果の集約及び問題点の分析は、品質管理官が行う。

(ii) ユーザー評価調査に基づく質に関するユーザーニーズの把握

ユーザーニーズを把握するため、商標審査の質に関するユーザー評価調査を行い、商標審査全般及び個別出願の商標審査について、質に対する評価やその理由等に関する分析を行う。評価結果の分析に当たり、ユーザー評価調査を通じて指摘のあった個別出願に関する情報の分析も行う。分析結果は、業務改善及び施策検討のために各審査室に提供するとともに、公表する。また、上記指摘のあった個別出願に関する分析結果は、当該出願を担当した審査室にフィードバックされる場合がある。

・担当

ユーザー評価調査及び結果の分析は、品質管理官が行う。

(iii) 審判決との判断相違の確認

審判決との判断相違の確認は、商標審査の質の向上につながる情報が得られることから、産業分野の範囲を特定することなく、全分野について実施する。具体的には、例えば、審査の段階で行った拒絶査定に対して、拒絶査定不服審

判の請求が行われ、審判の段階で拒絶査定が覆った案件について、審査と審判における判断相違の確認を行い、相違の多い商品・役務の分野の抽出等の分析を行う。

(iv) 各種品質関連の取組の結果等の収集

品質管理官は、上記 (i) ～ (iii) の品質関連情報を収集するほか、各審査室における質の維持・向上活動に係る現状を把握するため、各審査室における品質関連の取組（協議等）の実施状況・結果の情報を収集する。

(2) データ分析結果の評価

(i) 商標審査業務等の課題抽出

品質管理官は、上記(1)において収集した各種データの分析結果に基づき、商標審査業務等において改善すべき点を明らかにし、各種施策の企画・立案や業務改善に資するよう、商標審査品質管理委員会に報告する。

(ii) 全体評価（取組報告）

商標審査品質管理委員会は、品質管理官からの報告等を基に、商標審査に関する品質管理システムが継続して適切かつ有効であることを確認するため、商標審査の質の状況及び各種取組（各審査室における取組及び商標審査部門全体の取組）の実施結果の評価を年1回実施する。評価結果は、各種施策の企画・立案や業務改善に資するよう、商標審査部門内で共有される。

・担当

全体評価は、商標審査品質管理委員会が行う。

3. 商標審査関連施策・品質管理に関する施策の検討・修正【ACT】

上記2. で述べた取組【CHECK】により、商標審査の質に関する現状及び課題を把握した後は、必要に応じて、課題に基づき各種業務を改善【ACT】し、その後の計画に的確に反映【PLAN】する必要がある。

最終的な次年度の取組の策定のため、商標審査の質の維持・向上に向けた各種施策の企画・立案は、商標課内関連部署において行う【ACT】。また、品質関連施策の企画・立案は品質管理官が行う【ACT】。

(1) 商標審査関連施策の検討

商標課内関連部署（商標審査基準室、商標国際分類室、商標審査機械課企画調整室、企画調査班等）は、全体評価の結果や品質管理官から提供された情報等を踏まえて、商標審査基準の作成（改訂）・公開の他、商標審査の質の維持・向上に向けて、各種の商標審査関連施策を企画・立案する。

・担当

商標審査関連施策の企画・立案は、商標課長の下、商標課内の各関連部署が行う。

(2) 品質管理に関する施策の検討

品質管理官は、全体評価の結果や外部有識者で構成する委員会からの評価結果等を踏まえて、商標審査に関する品質管理システムを効率的かつ効果的なものにするため、必要に応じて、各種の品質関連施策を企画・立案する。

・担当

品質関連施策の企画・立案は、品質管理官が行う。また、その方針決定は、商標審査品質管理委員会が行う。

4. 商標審査の方針決定【PLAN】

商標審査の方針のうち、商標課内関連部署が企画・立案した商標審査関連施策（上記3.（1））については、審査業務部長が各施策の方針を決定する。なお、商標審査品質管理委員会において、各商標審査関連施策が全体評価の結果や外部有識者で構成する委員会からの評価結果等を考慮した適切な改善案となっているかを確認する。

一方、品質管理官が企画・立案した品質管理に関する施策（上記3.（2））については、商標審査品質管理委員会において、全体評価の結果や外部有識者で構成する委員会からの評価結果等を考慮した適切な改善案となっているかを議論し、最終的な方針を決定する。

その結果、幹部のリーダーシップの下で、現状把握及び各種施策の企画・立案による業務の継続的な改善が行われることになり、質の高い商標審査の持続的な提供につながる。

Ⅲ. 外部関係者との協力

質の高い商標審査を実現するためには、ユーザーの協力もまた重要である。ユーザーから審査の質に関する情報・意見を提供していただき、それらを活用することにより、ユーザーニーズに基づいた品質管理が可能となる。また、出願人・代理人による出願前の指定商品・指定役務の表示の精査や、先行商標調査の充実を促進させること、及び、一般の需要者・取引者による商標登録出願に関する情報提供を促進させることによっても、商標審査の質の向上を図ることができるため、必要な情報をユーザーに提供するとともに、商標登録出願に関する情報提供を行っていただくようユーザーに要請する。

1. ユーザーとの意見交換

特許庁は、各企業や業界団体等のユーザーとの直接的な意見交換を行っている。当該意見交換において、商標審査の質を含めた御意見・御要望等を伺い、品質管理に関する各種施策の企画・立案に活用し、質の向上を図る。

さらに、意見交換等の機会を通じ、商標審査の質に問題があったと思われる個別出願についての情報提供を受け、当該情報を審査の質を向上させるための施策の検討に活用する。

加えて、知財関連団体や代理人団体とも定期的に意見交換を実施し、特許庁における品質関連施策を含む各種施策について意見交換するとともに、出願人・代理人の問題意識の把握に努める。実務者レベルで定期的に意見交換を行うことにより、双方の意思疎通を円滑にする。庁内に対してはその結果を報告することにより、出願人・代理人の問題意識の共有を可能にし、他方、庁外に対しては特許庁の施策の理解の促進につなげる。

・担当

ユーザーとの意見交換は、審査業務部長、審査長等、審査官が行う。商標審査の質に問題があったと思われる個別出願に関するユーザーからの情報は、品質管理官が集約・分析し、各種施策の企画・立案等に活用する。

2. ユーザーの協力を促す情報提供

出願人・代理人による出願前の指定商品・指定役務の表示の精査等を促進させることや、需要者・取引者による商標登録出願に関する情報提供を促進することは、商標審査の質の向上に資するものである。そのため、特許庁は、適正な指定商品・指定役務の表示方法について、ユーザーに対して情報の提供を図るとともに、上記意見交換等を通じて、商標登録出願に関する情報提供等を行うよう要請する。

・担当

審査の質の向上に資するような特許庁からの情報提供に関しては、商標課内の各関連部署が行う。また、ユーザーへの情報提供の要請は、意見交換等の機会を捉え、審査業務部長、審査長等、審査官が行う。

IV. 国際的な取組

1. 海外特許庁との品質管理システムに関する情報共有

商標五庁会合（TM5）等の多国間会合や海外特許庁との専門家会合等の機会を捉え、海外特許庁と品質管理システムに関する情報を共有し、得られた情報を特許庁の品質関連施策の企画・立案に活用する。特許庁は品質ポリシーや質の向上のための施策・取組を海外特許庁に紹介し、国際的な商標審査の質の向上への貢献を図るとともに、特許庁の商標審査の質への信頼感の醸成に努める。

これにより、各国の商標審査の質の底上げを図り、出願人の海外における権利取得の予見性を高め、国際的な商標審査の質の向上に貢献する。

・担当

海外特許庁との品質管理システムに関する情報共有は、品質管理官が行う。

参考1：商標審査に関する品質ポリシー



商標審査に関する品質ポリシー

商標は、商取引において、自己の商品・役務を他人の商品・役務と識別するための標識であり、商品・役務の一定の品質又は質を保証し、また、商品・役務の広告宣伝の役割を果たすものです。

事業者の商標権の活用を通じてその商標が役割を発揮し、消費者が商標を信頼して消費活動を円滑に行うことができるようにするためには、商標審査において、法令及び商標審査基準の下、出願された商標の識別性や類似性等に関して、商取引の実態を十分に調査し、一貫性及び客観性を有する審査を行うことが必要です。

この品質ポリシーは、現在、商標審査が直面している課題を解決し、ブランドの保護育成及び消費活動の円滑化への貢献に向けて、商標審査の質を維持・向上するための品質管理の基本原則を示したものです。

特許庁における商標審査に関わる職員一人一人が、幹部のリーダーシップ及び参画の下、強い責任感と意欲を持ち、以下の基本原則にのっとり審査業務を遂行します。

ブランドの保護育成及び消費活動の円滑化に貢献します：

特許庁は、適切な審査及び権利付与を行うことにより、商標権の適切な活用を通じた商標の役割の発揮、ひいては、ブランドの保護育成及び消費者の消費活動の円滑化に貢献します。

一貫性及び客観性を有する審査を行います：

特許庁は、条約、法令及び商標審査基準等の指針に従い、識別性や類似性等に関して、商取引の実態を十分に調査し、一貫性及び客観性を有する商標審査を行います。

出願人等とのコミュニケーションを深め、商標制度の利用促進を図ります：

特許庁は、商標審査の透明性及び予見可能性を高めるため、恒常的に商標審査基準等の指針の見直しを検討します。また、審査官一人一人は、審査内容に関する説明責任を果たすべく、論理的で説得力を有した、かつ、権利取得を支援する、分かりやすい拒絶理由通知書等を作成します。これらを通じ、出願人・代理人等とのコミュニケーションを深め、商標制度の利用促進を図ります。

国内外の関係者と積極的に情報を共有し、審査の質の向上に取り組みます：

特許庁は、商標制度に関わる方々や海外商標庁等と情報を共有し、それらの情報を積極的に取り入れ、商標審査の質を向上するための施策に取り組みます。

継続的に業務を改善します：

商標審査に関わる職員一人一人は、日々の審査業務や審査マネジメント業務に関して、現状に満足することなく、常に検討・評価し、業務の改善を実践します。

職員の知識・能力を向上させます：

特許庁は、日々の業務や研修を通じて人材の育成を図るとともに、商標審査に関わる職員一人一人は、自主的な研さんを行うことにより、業務遂行に必要な知識及び能力の向上を図ります。

特許庁は、この品質ポリシーを定期的にレビューし、その合理性と実効性を常に維持・向上していきます。

平成26年8月 特許庁